法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2025-07-02

日本における預金市場の形成

TSURUMI, Masayoshi / 鶴見, 誠良

(出版者 / Publisher)
法政大学経済学部学会
(雑誌名 / Journal or Publication Title)
経済志林 / The Hosei University Economic Review
(巻 / Volume)
54
(号 / Number)
1
(開始ページ / Start Page)
103
(終了ページ / End Page)
159
(発行年 / Year)
1986-07-15
(URL)
https://doi.org/10.15002/00005719

日本における預金市場の形成

鷲見誠良

はじめに
第一章　預金市場の勃興・形成—諸預金形態の分化
第二章　預金金利の体系化と預金市場の確立
第三章　金利協定—預金市場における金利設定行動の変容
おわりに

はじめに

日本の銀行は一般に、一九〇一年金融恐慌を契機として預金銀行化したといわれる。それまで市場は、圧倒的な日銀信用供給によって自律的な展開を妨げられたのであるが、この転換によって、銀行間を相互にむすぶ短期金融市場の発展が可能となった。日本の金融市場史にとって、この転換は枢要な意義をもつ。維新変革から僅か三〇年、西欧流の預金銀行が成立したことは注目に価する。欧米の大陸諸国における小切手流通、預金銀行化の進展ぶりと比較するならば、日本の預金銀行化は極めて早いペースで行われたと言ってよい。(1) むしろ預金市場がかくも早

期に勃興し確立したところに、日本の信用機構の特質をもとめることができる。

世紀転換期に何故預金銀行化が急速に進んだのであろうか、この点については、これまでも多くの議論がなされてきた。そのひとつの流れは、政策的契機を重視するもので、長期的な政府資金の引上げに着目するもの（寺西）[2]、岩崎・山本両日銀総裁時代に行われた日銀改革、営業方針の転換を強調するもの（岡田・鷲見・佐藤）[3]などがこれに属す。また、これと重なりあうものとして一九〇一年の金融恐慌を重視するもの（石井）[4]がある。さらに預金市場自体の分析がある。かつて産業革命期分析の一環として集中的に行われた明治初期国立銀行の個別研究の多くが、経営分析の一コマとしてであるが、預金取引にふれている。しかし、これらの個別銀行史研究は対象とする時期が短かく、残念ながら預金市場の生成・発展をうかがうには不充分である。預金市場を正面から扱った研究は以外と少い。預金金利協定分析（松村・岡田）[5]と預金源泉分析（麻島）[6]がその主なものであろう。政策的アプローチによる研究と比べても、預金市場の分析は手薄という印象を否めない。預金市場がどのように勃興し形成されたか、その全体像は未だ与えられていない。市場分析を欠いては、政策的アプローチも現実性を失う。両者あいまってはじめて、何故日本において預金銀行化が早期に定着したか、その事情が明らかとなる。

この小論は、以上の如き問題意識のもとに、明治期における預金市場の勃興・形成・変容の過程を、預金金利の体系化に照準をおいて鳥瞰することをめざす。それは、麻島昭一氏による震度の大きい問題提起をうけている。

麻島昭一氏は滋賀八幡銀行の定期預金をめぐる分析のなかで、明治中期まで当座預金と定期預金とが明確に分化していなかったのではないかという興味深い問題を提起している。それは、明治期の預金市場の形成において、まず当座預金が先行し、のちに定期預金が拡大したとする加藤俊彦氏以来の通説[7]に疑問を投げかけるものであった。麻島氏の主張の背後には、諸預金の金利が流動性に応じた格差をもってはじめて、当座・定期などの預金形態がカ

テゴリーとして自立したと言いうる、という金利体系上の認識が前提されている。麻島氏の主張にとって、この認識はキイの位置を占めるにもかかわらず、これまでのところ麻島氏はこの点を全面的に展開していない。

いつごろから諸預金の間に「流動性に応じた金利格差」が形成されたのであろうか。またどのような情勢、力がこのような格差を生みだしたのであろうか。そもそも預金金利はどのように決定されたのであろうか。これらの点に関しては、ほとんど闇のうちにおかれたままである。本稿は、これら預金金利の問題に焦点をさだめ、日本における預金市場の勃興と形成の過程を明らかにする。まず前半では、諸預金が互いに範疇として分化してゆくさまを、期間別流動性と金利体系化の点から検討し、つづいて後半では、各銀行がどのように預金金利を設定したか、その実態を、金利協定を中心に明らかにする。

（1）　とりあえず、R・キャメロン編『産業革命と銀行業』（正田健一郎訳、一九七三年）を参照。

（2）　寺西重郎『日本における経済発展と金融』一九八二年。

（3）　岡田和喜「日本銀行金融政策の特質」『日本の銀行制度確立史』（東畑・高橋編、一九六六年）第二編第三章所収、拙稿「成立期日本信用機構の論理と構造（上）」『経済志林』四五巻四号、一九七七年、佐藤政則「明治三四年前後における高橋是清の日銀金融政策」『社会経済史学』五〇巻五号、一九八五年。

（4）　石井寛治「産業資本確立過程における日本銀行信用の意義」『日本経済史』一九六八年別冊。

（5）　松村秀夫「戦前における銀行間預金金利の格差について」『金融』一一五号、一九五六年一〇月、岡田和喜「金融市場の端緒的形成」（前掲『日本の銀行制度確立史』第二編第二章所収）をはじめとする一連の研究。

（6）　麻島昭一「明治期地方銀行の定期預金の性格」「明治末・大正初期の八幡銀行定期預金分析」『金融経済』一七五、一九〇号、一九七七年四月、一九八一年一〇月。

（7）　加藤俊彦『本邦銀行史論』一九五六年、一三二頁。

第一章　預金市場の勃興・形成—諸預金形態の分化

はじめに、諸預金の分化の視点から、日本において預金市場がどのように形成されたか、簡単に概観しておこう。第1図によって、その発展ぶりを預貯金形態に着目して整理するならば、以下の諸点を確認しうる。

日本の預貯金市場において民間預金が優位を占めたのは、一八九〇年以降のことである。それまでは、官公預金と郵便貯金の合計が、国立・私立の預金量に匹敵するか凌駕していた。この図では、銀行類似機関が、また八八年以前については私立銀行の預金が計上されていないにしても、年を遡るにつれ公的預金の占めるウェイトは高くな

第1図　全国預貯金の年末残高の推移
(1883—1903)

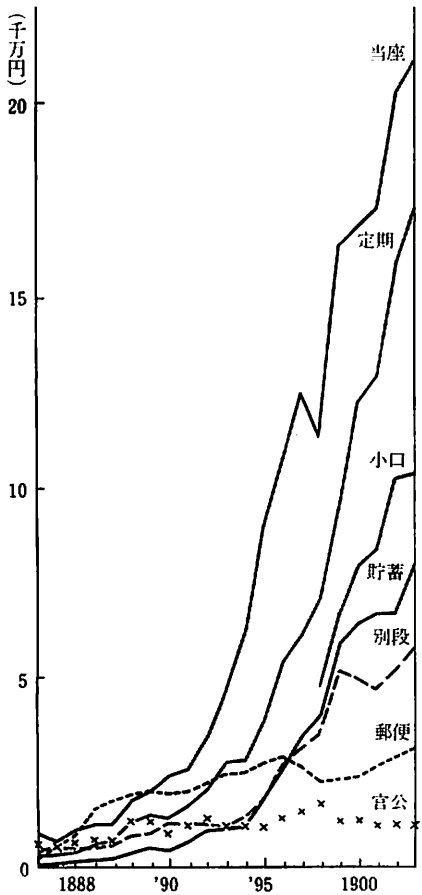

(1)　各年次『銀行局年報』より作成。
(2)　貯蓄預金，郵便貯金は『銀行通信録』267号，1908年1月による。貯蓄預金は国立・私立銀行ならびに5大貯蓄銀行の合計。

ると思われる。また松方デフレ下で郵便貯金が急増し、国立銀行の当座、定期預金のいずれをも上廻るに至った。しかし、その後の景気上昇局面において、公的預金および郵便貯金の双方が停滞軌道をとったのに、銀行預金は著しい急成長を遂げた。銀行の当座預金が郵便貯金を凌駕したのは一八九〇年、定期預金は九三年のことである。

九〇年代に入って銀行預金は鋭角的な伸びを示したが、なかでも当座預金が先行し、常に首座を占めた。定期預金は常に後塵を拝し、一九〇七年になるまで、当座預金を凌駕できなかった。残高ベースでなく年間預り高ベースでみれば、その差は遙かに大きい。

ここで注意しなくてはならないのは、当座・定期など諸預金が最初から相互に分化を遂げていたわけではない点である。預金取引が未熟なところへ西欧の預金概念を導入したために、諸預金は、形式上は区別されながら実態は未分化という面を残さざるをえなかった。別段預金あるいは小口当座預金の存在は、その一コマといえよう。

一八八〇年代、当座・定期預金と並んで別段預金が大きな比重を占めた。当初、別段預金は、銀行より取引先へ渡すべき未決算金を計上するものであったが、一八八六年（明治一九年）大蔵省の通達により、それまでの約定・通知預金もここに繰り入れられることとなった。いわば、当座・定期・貯蔵預金に計上されないものは、全て別段預金とされたのである。[1] このような雑多な預金が定期預金を上廻り、当座預金に迫る規模を擁したこと自体、過渡期を象徴するものであろう。預金取引の浸透にともなって、別段預金なるものはおのずと分解してゆく。おそらく定期預金あるいは当座預金に繰り入れられるべきものがかなりあったと思われる。[2] 預金全体が拡大するなかで、別段預金は、一八九二年と一八九九年の二度の屈折点をへることによって、文字通り雑預金が占めるべき副次的な位置に収まっていったのである。

別段預金のなかには本来、当座・定期あるいは貯蓄預金に属すべきものが含まれていたが、逆に当座預金のなか

には貯蓄預金に近いものが含まれていた。一八九三年「貯蓄銀行条例」の施行とともに、国立銀行の多くは貯蓄兼営を選択せず貯蓄預金の取扱を停止したが、そのかなりの部分が小口（あるいは特別）当座預金へ流れていった。五円以下、複利計算という貯蓄預金の条件に抵触しない限り、小口の当座預金として扱われた。他方、当初は当座預金と小口当座預金との間に形態上の差がなかった。大都市において、小口の場合は小切手が振出せないというように、両者の間に形態上の差が設けられたのは、一八九五年から一九〇三年にかけてのことである。(3)

小口当座預金の残高が当座預金から分離されて初めて公表されたのは、一八九八年のことである。このとき、その残高は、貯蓄預金にほぼ匹敵し、本来の当座預金のほぼ半ばに達した。一八九三年から九八年の五年間、当座預金として計上された部分には、貯蓄預金類似の、小口当座預金が混在していたから、この時期の当座預金の伸びは割引いて考えなくてはならない。しかし、当座預金残高は、九八年小口が分離されたにもかかわらず、僅かに減少したにすぎず、またその後も急成長をとげた点は看過されてはならない。この時期の別段預金の比重の低下、ならびに小口当座預金の分化は、当座預金を軸とする預金市場の全般的拡大・深化の一環をなすものと言えよう。

それでは、このような預金取引の成長・深化は、地域的にはどのように進行したであろうか。いま第1表によって、五大都市を中心とする地域別シェアの変動を五年ごとに追ってみた。預金取引における初期の地域的な偏りとその修正の過程が、ここから浮び上ってくる。

明治の初め、定期預金は多くの地方で取引されたのに対し、当座預金取引は、大都市、なかでも東京・大阪の両都という狭い領域で行われたにすぎない。逆に別段、小口当座預金は都市よりも地方のシェアが高かった。また預金取引の先進地帯である東西両都の間でも、東京が定期・当座ともに大きな比重を占めたのに、大阪の預金取引は当座取引に大きく偏るという、際立った違いが見られた。

第1表　明治中期預金市場における地域シェアの変動

(%)

		定期預金				当座預金				小口当座預金				別段預金			
		五大都市			地方	五大都市			地方	五大都市			地方	五大都市			地方
		東京	大阪	その他三都		東京	大阪	その他三都		東京	大阪	その他三都		東京	大阪	その他三都	
年間預高	1883年	33.4	8.3	10.2	48.1	25.9	41.2	14.1	18.8	—	—	—	—	24.2	19.8	24.7	31.3
	88	35.2	5.6	8.1	51.1	33.8	31.4	11.4	23.4	—	—	—	—	26.1	32.9	9.3	31.7
	93	41.9	9.3	8.7	40.1	27.2	34.5	16.4	21.9	—	—	—	—	19.7	27.6	11.6	41.1
	98	30.2	13.5	13.6	42.7	26.4	23.7	21.4	28.5	14.9	16.8	17.3	51.0	37.7	20.9	11.0	30.4
	1903	21.7	27.5	13.9	36.9	32.1	21.4	21.1	25.4	12.1	16.9	14.4	56.6	26.3	22.0	12.3	39.4
年末残高	1883	37.0	8.6	11.4	43.0	43.8	21.0	10.4	24.8	—	—	—	—	24.1	10.4	22.6	42.9
	88	40.0	5.3	10.5	44.2	38.6	15.7	10.9	34.8	—	—	—	—	37.1	18.7	4.9	39.3
	93	40.7	7.6	9.8	41.9	30.9	17.8	13.4	37.9	—	—	—	—	36.0	14.5	12.5	37.0
	98	31.0	10.6	13.4	45.0	29.0	15.7	16.1	39.2	18.4	17.4	17.6	46.6	26.6	20.4	12.3	40.7
	1903	27.4	14.0	14.0	44.6	33.7	12.3	13.5	40.5	15.5	17.5	15.9	51.0	24.4	14.5	12.2	48.9

(1)　各年次『銀行局年報』より作成。
(2)　全国を100とした地域シェア。
(3)　その他三都とは，京都・兵庫・神奈川の合計。

第2表　1886年末における族籍・職業別預金残高

（千円）

		東京	大阪	神奈川 兵庫 京都	地方	全国総計
当座預金	華・士族	752	16	36	451	1,255
	商人	2,075	1,653	941	2,516	7,185
	会社	1,124	241	264	597	2,226
	雑	311	74	33	343	761
	総計	4,262	1,984	1,274	3,907	11,427
定期預金	華・士族	648	30	20	863	1,561
	商人	1,183	206	240	1,410	3,039
	会社	182	57	183	191	613
	雑	104	93	167	620	984
	総計	2,117	386	610	3,084	6,197

(1) 『銀行局年報』1886年版。
(2) 華・士族は双方の計，雑は農業などその他の合計。

このような初期の地域的な差異は何故生じたのであろうか。ここに第2表を重ね合わせると、その違いが、商人・会社による活動的な預金と華・士族による非活動的な預金の地域的な分布とほぼ見合っていることが判る。

一八八六年当時、民間預金供給の過半を商人に負っていたこと、預金形態としては華・士族がやや定期預金に重きをおいていたのに対し、商人ならびに会社では流動性の高い当座預金に大きく偏していたこと[4]、また地域的には、大阪・京都・神奈川・兵庫の四都市では、商人と会社の預金が圧倒的な比重を占めたのに対し、東京、ならびに五大都市外の地方では華・士族預金が無視しえない比重を占めていたこと、以上の事実を重ねあわせるならば、初期預金市場をめぐって次の如き二つのタイプを析出しうる。

ひとつは大阪型で、京都・兵庫・神奈川などの商業都市がこれに連なり、そこでは相対的に早くから預金取引が浸透し、当座取引が優位を占めた。もうひとつは東京型と呼ばれるもので、各地に散在する政治都市の色彩を

強くもった旧藩都がこれに属する。そこでは大阪型に比べ定期預金の比重が高く、当座預金と肩を並べるほどである。

このタイプ分けは、当座預金＝商人・会社、定期預金＝華・士族というシェーマから成り立っている。したがって、もし企業勃興の波が全国に及び、華・士族に対し商人・会社の位置が高まるにつれて、東京型から大阪型へ、預金市場が変貌してゆくものと予想される。事実、この予想に適合的な動きが、その後の過程で起きた。

さきに掲げた第1表によれば、初期預金取引をめぐる地域的な偏りは、その後、以下の二つの動きを介して、次第に解消されていった。ひとつは、当座預金取引において、東京・大阪のシェアがおち、地方、ならびに京都・神奈川・兵庫のシェアが高まった点である。この動きは、企業勃興、商業的な預金取引が次第に浸透していったことを物語るものであろう。それは東京型から大阪型への移行と位置づけられる。

もうひとつの動きは、定期預金において大阪・京都・神奈川・兵庫の四都の比重が次第に上昇していった点である。この動きは、さきのシェーマからいえば、大阪型から東京型への移行を意味する。しかしここで華・士族預金がふえたと考えるよりも、日清戦後大阪で、それまで別段預金に投ぜられていた資金が定期預金の形態をとるようになったとする方が現実的であろう。[5] 地方や東京では、その変換は一八九〇年頃既に行われたのに対し、大阪では一八九八年と遅れた。大阪の初期の商業活動にとって定期性の預金取引はそぐわなかったのであろう。こうした状況下で定期預金が飛躍的に増大したことは、華・士族以外に新たな定期預金ルートが現われたことを示唆するものである。おそらく商人・会社による当座取引が拡大するなかで、比較的長期の資金が次第に分離してきたのではないかと推量される。

この一八九〇年代における預金市場の変貌の起動因については、八六年以降、預金源泉に関する全国レヴェルの

統計が残されていないために、検証することができない。ただ、これまで蓄積された個別銀行史研究によって補足する以外にない。(6)

第一の、地方への当座取引の浸透については、新潟、前橋、四国地方の五つの国立銀行において、一八九〇年代、時期などの点で差があるが、商人を軸にして当座預金取引が急増したことを確認しうる。(6) 他方、第二の都市部における定期預金源の変化については、管見の限り、残念ながら参照すべき材料をもたない。

以上、日本における預金市場の勃興・形成の過程を、預金商品の再編・定着という点から概観した。当初、当座・定期両預金に匹敵する規模を誇った別段預金が停滞軌道をとり、次第に当座・定期の両預金形態に収斂していったこと、貯蓄専門銀行の設立にもかかわらず、普通銀行における貯蓄預金取引の要請が小口当座預金という独自の形態を生みだしたこと、また経済・商業活動の進展とともに、当初あった預金取引をめぐる地域的な偏りが、次第に是正され等質化していったことなど、預金取引の浸透・定着の一面が明らかとなった。

以上の如く西欧から導入された預金概念は、日本の実情にあわせて淘汰・変容されつつ定着し、その結果、当座・定期ならびに小口当座・貯蓄・別段などの預金商品が漸次整備されていった。ここで当然、これらの預金形態は相互に、独自の金融商品として分化しきれていたであろうか、という疑問に逢着する。たしかにこれらの預金形態は、大蔵省の指導を介して形式上別個の商品として扱われた。しかし、実態はどうであったろうか。ここでは、まず、諸預金商品の間で流動性にどれほどの差があったのか、この点から見ておこう。

預金の流動性は形式的には要求払、三ヵ月、一年ものというふうに表示される。銀行にとって問題なのは、形式よりも預金の平均滞留期間の方であろう。ここでは、年間預り高と年末残高をもとに平均滞留期間をもとめてみた。年末という資金繰りの詰った時期を採った点でやや狂いが生じるかも知れないが、大勢をつかむことはできる

であろう。

まず全国レヴェルから見てみよう。第2図は、全国銀行の預金別平均滞留期間を図示したものである。一瞥して、諸預金の滞留期間は当初から明確な格差をもっていたことがうかがえる。

第一に、定期預金の滞留期間は当初一五〇日近辺にあった。その後一九〇〇年ごろ、急速に一二〇日あたりへ短縮している。定期預金の期間構成が六カ月ものから三カ月ものへ、幾分シフトしたことを示す。

第二に、当座預金について、その滞留期間は、ほぼ二〇日である。定期預金と比較して、長期的にも短期的にも

第2図　全国銀行預金の平均滞留日数

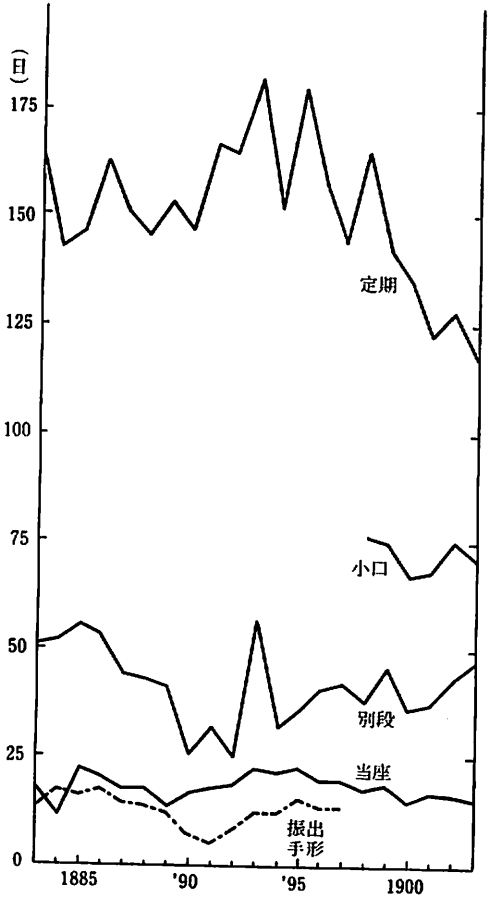

(1)　各年次『銀行局年報』より作成。
(2)　年末残高÷年間預り高×365によって算出。

第3表　1893年国立・私立銀行の預金取引と滞留期間

（千円，日）

		国立銀行			私立銀行		
		年間預り高	年末残高	滞留日数	年間預り高	年末残高	滞留日数
当座預金	全国	584,593	28,948	18	159,523	17,849	41
	東京	175,235	11,389	24	27,151	3,071	41
	大阪	194,183	5,004	9	62,202	3,320	19
	三都	93,075	3,257	13	28,720	3,023	38
	地方	122,100	9,298	28	41,450	8,435	74
定期預金	全国	36,637	16,469	164	19,608	11,492	214
	東京	18,176	8,505	171	5,377	2,862	194
	大阪	3,153	1,087	126	2,067	1,045	185
	三都	2,136	941	161	2,775	1,813	238
	地方	13,172	5,937	165	9,389	5,772	224

(1) 『銀行局年報』1893年版。
(2) 三都とは，神奈川・兵庫・京都の三府県。
(3) 年末残高÷年間預り高×365によって算出。

安定している。同水準には振出手形があり、両者が競合していることがうかがえる。というよりも伝統的な預金形態である振出手形がもっていた機能を、西欧流の当座預金が継承したと言った方が的確であろう。

第三に、別段預金は、定期預金と当座預金の間にあって、五〇日から三〇日の滞留期間をもつ。また中間的な流動性をもつものとして日清戦後、小口当座預金が現われたが、その滞留期間はほぼ七〇日で、定期と別段の中間に位置する。これによって、各預金の平均滞留期間は、定期（一二〇日）、小口当座（七〇日）、別段（五〇日）、当座・振出（二〇日）の順にきれいに序列化するに至った。

第四に、私立銀行と国立銀行の違いについて。第2図では、一八九三年に至ってはじめて国立銀行以外に私立銀行が統計対象に加えられたのであるが、この変更によって滞留期間がどの預金形態をとっても幾分長くなっている。そこで九三年について国立と私立銀行を分けて滞留期間を比べてみると（第3表）私立銀行

の方がどの形態をとっても遙かに長い。この違いは、預金源泉に差があったとみるよりも、両者の間にひろがる銀行券発行特権、あるいは国庫・日銀取引など公的優遇上の差が、両者の預金政策に違いを生みだしたと見る方が妥当であろう。

さらに注目すべきことに、その後、一八九〇年代後半における普通銀行への転換の過程、すなわち国立銀行の特権が消失し、全体がいわば私立銀行化する過程で、預金の滞留期間は私立銀行の高い水準に上向きに調整されずに、国立銀行並みの低い水準へ収斂していった。そのことは、預金の短期化を強力に促す構造力学が金融市場全体に働いていたことを示している。

以上の点から、諸預金の滞留期間が相互に初発の段階から明確な差をもっていたこと、また九〇年代末普通銀行への転換の過程で、預金取引が短期化するという動きを見出すことができる。以上の検討が「平均値」レヴェルの議論であって、平均からの分散程度が判らないという限界をもっているとしても、この確認は大勢として揺がないであろう。

次に、議論を深めるために、この問題を地域レヴェルまで降りて検討してみよう。ここでさきと同様、東京・大阪両府と（五大都市外の）地方の三区域に分けて、諸預金の滞留期間を算出してみると（第3図）、一般に、東京あるいは地方に比べ大阪の方が短かいという特徴が浮び上ってくる。

当座預金については、大阪一〇日、東京二五日から一五日、地方は三五日から二五日と、ほぼ一〇日の差をもって帯状に並んでいる。一方、定期預金については、やや様相を異にする。日清戦以前には、三者とも一五〇日水準にあって、その差はあまり眼立なかった。その後、大阪ひとり急に短期化し、ほぼ七〇日水準にまで落ちたのに対し、東京と地方は同一の軌跡を描きながら依然一五〇日の水準にあり、双方の間に大きな乖離を生じた。大阪にお

第3図　東京・大阪両府ならびに地方における諸預金の平均滞留日数

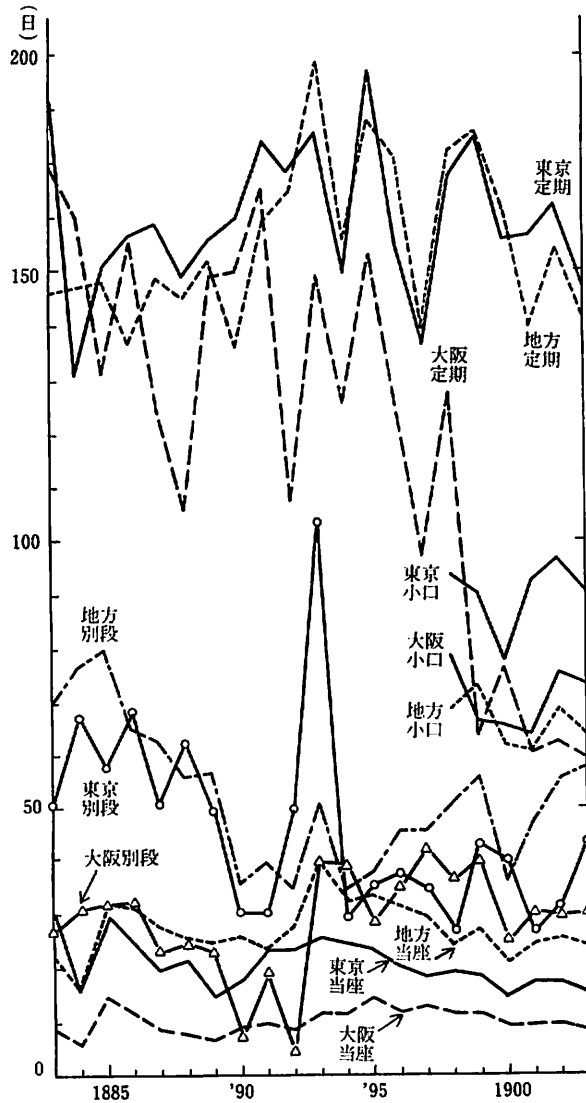

(1) 各年次『銀行局年報』より作成。
(2) 年末残高÷年間預り高×365によって算出。
(3) 地方とは，東京・大阪・京都・兵庫・神奈川をのぞいたもの。

ける定期預金の滞留期間短縮化の動きは、一八九〇年ごろから序々に始まり、とくに九七年以降顕著となった。結局、二〇年間にほぼ半減し、小口当座と同水準に落ち込むという際立った変化をみせたのである。

このような定期預金短期化の動きは、一八九八、九年以降大阪に準ずる形で、京都や兵庫あるいは神奈川でも認められる。変動の大きさは、大阪＞京都＞兵庫＞神奈川＞東京の順に並ぶ。神奈川の動きは、微弱であって、むしろ東京・地方の圏内から離脱しえていない。

ここで想起すべきは、さきに見た大阪と京都・兵庫・神奈川の四都における定期預金の全国シェアの拡大、東京と地方のシェア低下という現象であろう。この京阪神三都を中心とする定期預金取引の急拡大が、以上の如き預れ入れ期間の急速な短期化をともなって進んだことは、この時期、京阪神を中心に、以前よりも短期の定期預金が新たに湧出し、急速に蓄積されていったことを示す。

日清戦後のこの時期に何故、短期化をともなった定期預金の拡大が生じたのであろうか。それが京浜地方ではみられず、京阪神地方特有の現象だった点に注目すれば、東の製糸業、西の紡績業という産業構造の違いがまず連想される。すなわち綿工業資本の確立にともなう「経常貯蓄」[8]の形成・拡大が、京阪神地方における、より短期の定期預金の湧出として現われたのではないか。この連想は適合的であるが、今のところこれ以上立ち入った実証はできない。

（1）浅井良夫（『銀行局年報』）「解題」（朝倉孝吉編覆刻版『銀行課第一次報告』所収）三七―四二頁、をみよ。

（2）たとえば、福島第百七国立銀行では、一八八三年下期、約定預金が急増したが、それは定期あるいは利付当座預金が転じたものである。間宮国夫「松方財政下の国立銀行」『金融経済』八三号、一九六三年、九八頁による。また後注（5）もみよ。

（3）大阪同盟銀行では、一八九五年一一月の預金金利の改定にさいし、小切手を振出すものは全て当座預金とする旨の決議

をしている（『銀行報告誌』七一号）。京都では一九〇〇年一月、神戸では一九〇三年一月、小口当座の小切手振出を禁止した（『京都銀行集会所議事録』および『銀行通信録』二〇八号、一九〇三年二月）。

（4）『銀行局年報』において、預金に関する族籍別の全国統計は、一八八六年まで公表されている。ただ残念ながら、初期にかなりの比重を占めた別段預金については、雑多なためか、族籍別統計は掲げられていない。また、貯蓄預金は規模が小さかったので、ここでは捨象した。

（5）足利の第三十九国立銀行では、一八九八年上期、定期預金が急増し、当座預金を凌駕したが、それは、別段預金の大半が定期預金へ切りかわったためである。藤井光男・治枝「上州製糸業地域における国立銀行の成立と発展(一)」『社会経済史学』三〇巻五号、一九六五年、第一九表をみよ。

（6）国立銀行をめぐる部厚い研究蓄積にもかかわらず、明治一〇年代から二、三〇年代までの預金取引の変遷を展望しうる研究は、以外と少ない。

（7）新潟では『第四銀行百年史』（一九七四年）一〇七頁、と伊藤武夫「明治一〇年代の第百十六国立銀行」『（新潟大学）経済論集』二四号、一九七七年、五四頁、前橋については、前掲の藤井論文、四国については、『百十四銀行百年誌』（一九七九年）七三頁、と高嶋雅明「第五十二国立銀行の経営事情」『和歌山大学経済理論』一二五号、一九七二年、五一頁、によった。

（8）寺西氏は、日本の経済発展資金の源泉に関して、蓄積資金から経常貯蓄への移行という仮説を提起した。この仮説は魅力的であるが、経常貯蓄の形成については、実証を欠き、アイディアの提示にとどまっている。

第二章　預金金利の体系化と預金市場の確立

さきの節においては、預金市場の勃興・形成の過程を、諸預金形態の分化の点から概観した。そこでは諸預金の期間別流動性のありようが検討されたが、この章の課題は、その分析を踏まえつつ、預金分化の問題を金利の面から照射するところにある。

実証分析に入るまえに、そのための分析視角、アプローチの方法を簡単に明示しておこう。通常欧米ではまず当座預金が現われ、定期預金の出現はだいぶ遅れる。ところが日本では、当座・定期預金の両概念が同時に欧米から導入されたために、形式と実態の乖離が生じた。あらためて預金の形態分化が問われる所以である。

問題の焦点は、定期預金と当座預金の分化にある。両者は預金という点で同類であるが、小切手を振出せるか否か、すなわち通貨機能をもつか否か、この点で分かれる。預金銀行が成立する以前には、小切手の流通力＝通貨機能も弱く、二つの預金の間に本質的な差がない。預金者にとって両者はともに利付という点で評価されるにすぎない。小切手の流通力がひろまるにつれ、預金者は当座預金を利付の投資手段としてよりも、通貨＝決済機能をもつものとして評価するようになる。銀行が決済にまつわるコストを負担する点を勘案するならば、当座預金の金利は大きく低下するであろう。その結果、定期預金の金利との間に大きな乖離が生じることとなる。両者の金利差がどこまでひろがるかは、両預金の流動性と取扱いコストの違いによって決まる。通常、当座預金金利は大口以外は無利子、大口でもかなり低い水準まで下がる。このような金利格差の出現をもって、われわれは預金金利体系の成立と呼ぶ。通常いわれる「期間別の流動性に見合った預金金利体系」[1]とは、以上の如き事態を一般的に表現したものであろう。

逆に言うならば、いま当座預金の金利が定期預金金利と離れて大きく低落したとするならば、それは、日本において預金市場が確立したこと、預金銀行の確立を示すと言ってよいであろう。このような預金金利の体系がいつ成立したのか、この点を確定することが、この節の課題である。

いま試みに、新潟の『第四銀行史』によって、当座・定期両預金の金利が明治期をとおしてどのように推移したか、追ってみよう（第4図）。この図表を一瞥するならば、当初三％ほど当座預金金利が定期預金金利を下廻ってい

第4図　新潟第四銀行の預金金利の推移

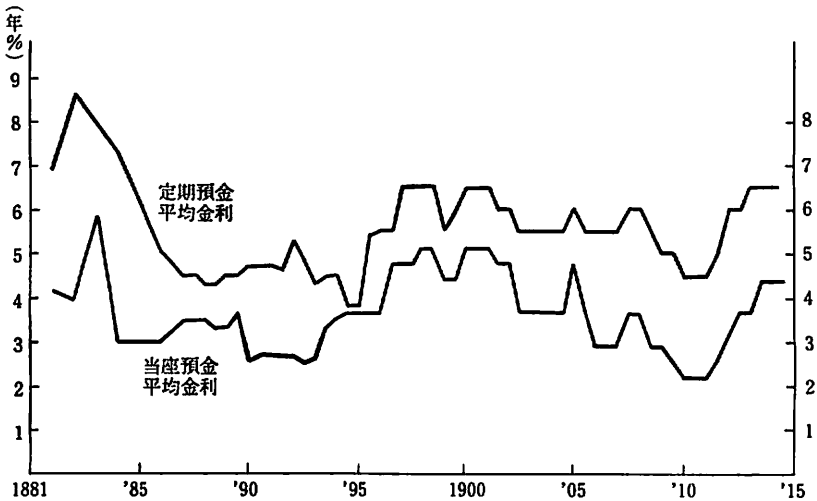

(1) 『第四銀行史』(1956年) 第13，32表より作成。

第5図　山口第百十銀行（本店）預金金利の推移

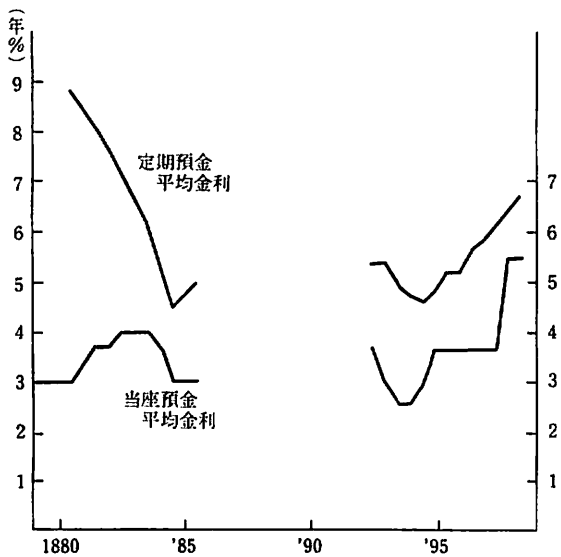

(1) 『山口銀行史』(1968年) より作成。
(2) 各年上期末における本店平均金利。

第6図　長崎第十八銀行預金金利の推移

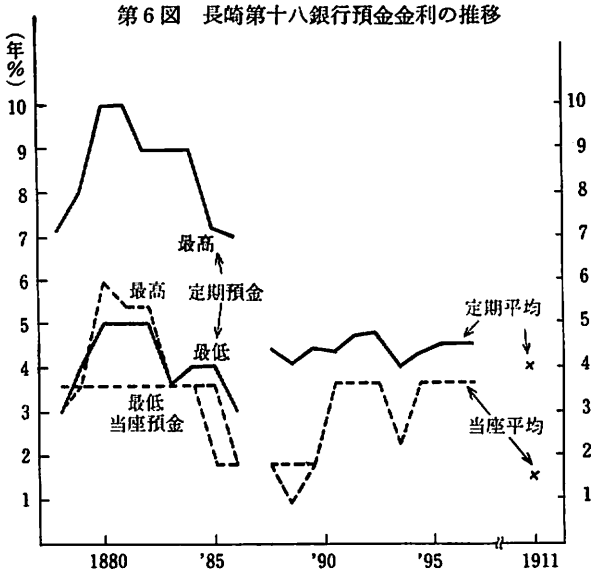

(1)　十八銀行『百年の歩み』(1978年)，80，121頁より作成。
(2)　各年下期本店金利。定期預金は1886年まで，当座預金は89年まで最高，最低金利，それ以降は平均金利。

たのが、一度接近したのち再び開いてゆくという、長期的な逆転傾向をよみとることができる。もしそうであれば、麻島氏が想定する定期・当座両預金金利の未分化なる事態は、日清戦前後の一時的な現象にすぎないものとなる。それゆえ問題は、この第四銀行に見られた「逆転」現象が、見かけ上のものにすぎないのか、あるいは全国各地に一般的なものか、この点を明らかにするところにある。

現在、預金金利に関して明治期全体を通観しうる資料を入手するのは極めてむずかしい。利用しうる資料は、東京・大阪を中心とする銀行集会所公表統計、日銀が各地金融情勢をつかむために各地枢要銀行から集めた数字、そして各個別銀行史に散在するもの、以上である。そのなかでは、明治期全体を通観しうるのは、東京銀行集会所統計だけである。大阪については一八九七年以前は判らない。なによりも預金をめぐる個別銀行資料の

発掘と整理が求められているのであるが、ここでは、現在入手しうる二次資料をもとに、全般的な鳥瞰図を与えるに止まる。以下、明治期をほぼ三つの時期（明治一〇年代、二〇年代、三〇年代）に分けて、預金金利体系化の展開を浮彫りする。

第一期、一八七七年国立銀行条例改正から一八八六年まで。この時期の特徴は、定期・当座預金を含めた期間別の金利差が著しく大きいところにある。

さきに見たように第四銀行の定期・当座両預金の金利差は、ならして四、五％にも及ぶ。このような大きな金利格差は、第四銀行に特有な現象ではなく、長崎第十八銀行（第6図）や山口第百十国立銀行（第5図）においても確認しうる。おそらく初期国立銀行に一般的な現象であったと思われる。しかし、これらの事例は、両預金それぞれの平均値を示すにすぎず、それ以上の立ち入った検討を拒む。

東京銀行集会所が公表した同盟銀行金利データは、定期預金については、一年、六ヵ月、三ヵ月ものの金利、当座預金は、最高と最低金利が記載されている（第7図）。この資料は算出方法が明示されていない点にやや問題を残すが、期間別の金利格差の実態について、もう一歩踏み込むことが可能となる。

ここから、当時、定期預金一年ものと三ヵ月ものの金利差がほぼ五％に達し、当座預金の金利は三ヵ月定期預金とほぼ重さなること、また定期預金の長期ものに比して、三ヵ月もの、あるいは当座預金の金利の方が変動が少なく硬直的であること、この二点をひきだすことができる。おそらく、さきに見た第四、第十八など諸行の場合も、その「平均」の背後に廻れば、同様の事態が横たわっていたと思われる。

さて問題は、ここで流動性に応じた期間別の預金金利体系が成り立っていたであろうか、この点にある。定期預金に関してはほぼ成立しているように見える。しかし、当座預金と三ヵ月もの定期預金の間に金利差が認められな

第７図　東京銀行集会所同盟銀行の月次預金金利の推移（1877—1894）

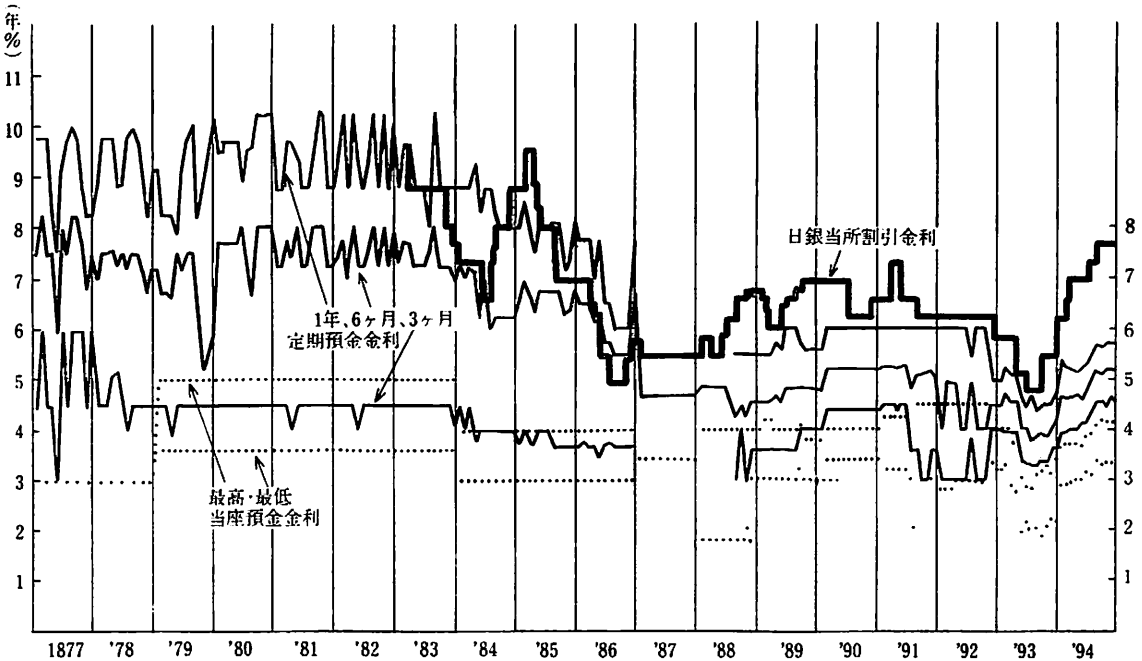

(1)　預金金利は東京同盟銀行各月「累年金利表」『銀行通信録』より作成，日銀当所割引金利は『日本銀行沿革史』第１集，第２巻所収の「一般金利ノ概況並其調節」より。
(2)　定期預金は１年，６ヶ月，３ヶ月もの，当座預金は最高・最低金利。
(3)　ただし，1893年７月の定期預金３ヶ月と６ヶ月ものは誤植と思われるので，入れかえた，また1877，８年の当座預金は最高，最低金利同じ，1887年については，当座預金は平均のみ，定期預金は６ヶ月もののみ。

いことからすれば、三ヵ月以下の短期の預金については、当座・定期両預金が未だ競合しあい、分化しきれていない状態にあったと言えよう。本来の意味の預金形態別の金利体系は成立していない。

それでは、三ヵ月をさかいに長・短の預金金利の間に何故このような大きな格差が生じたのであろうか。第一に考慮すべきは、日本の銀行業務が欧米にならったという事情である。当時金融技術の導入に指導的な力を揮った第一国立銀行や日銀には、当座預金は無利子とするという西欧流の観念が影を落していた。[2] そのために、たとえ利子がつけられても、その金利は長期の定期預金に比べかなり低く、かつ非弾力的であった。このような事情は、国立銀行の資金源が預金でなく、自己資本あるいは発券に依存する場合にのみ意味をもつものであった。

第二に、このような「観念」的な条件の背後に、次の如き資金需給の条件が働いていたことを見逃してはならない。維新変革によって崩壊した信用は未だ回復せず、資産家は長期投資をさけ、短期投資へ重点をおいた。これが預金供給に偏りをもたらした結果、六ヵ月、さらには一年もの定期預金の金利を著しく高いものにし、同時に三ヵ月以下の預金金利を低く、かつ非弾力的なままに止めたのである。

もし、この説明が正しいとすれば、いま銀行による預金吸収が活発化し、同時に資金需給をめぐる構造的不均衡が解消されるならば、預金金利の大きな期間別格差は、次第に縮小してゆくと思われる。事態はまさに筋書きどおりに進む。

第7図にみるように、一八八四年（明治一七年）から八七年にかけて、東京同盟銀行の期間別預金金利格差は急速に縮小していった。それは、当座預金金利がまだ低位硬直的であったのに対し、一年ならびに六ヵ月もの定期預金の金利が大きく低下したことによる。

こうした変化の背後には、日銀がこの時期に通貨・信用の両面で確固たる地位を築いたという事情が働いていた

と思われる。第一に、一八八六年正貨兌換の日銀券が発行され、維新以来の通貨不安に終止符をうったこと。このために、それまで短期資金にしか投じなかった資産家が六ヵ月以上の定期預金にも資金を振りむけるようになった。定期預金の金利がかくも大幅に低下したにもかかわらず、預金量が増大したことは、この点を裏付けるものであろう。

第二に、日銀信用の拡大が市中金利を押し下げたこと。第7図によれば、創立当初の日銀割引金利は定期預金の一年ものと六ヵ月ものの近辺にあり、八五、六年には両金利はほぼ重さなりあいながら低落している。両者の間に直接的な連動関係は認められないが、日銀信用供与の拡大にともなって金融が円滑化し、その結果定期預金金利を下方におし下げるという間接的な効果は認められるであろう。

さて、このような動きのなかで、三ヵ月以下の短期の預金市場はどのような変化をみせたであろうか。ここで、定期預金と当座預金の分化という点に着目して、縦軸に定期預金の最低金利、横軸に当座預金最高金利をとり、各都道府県で一八八三年から八六年にかけてどう動いたか、プロットしてみた（第8図）。点が四五度線より左にあればあるほど、当座預金と定期預金が金利面で分化を遂げていることを意味する。

当初広く分散していた各地の預金金利が、僅か三年の間に、二つの圏に集約していく様子がこの図からみてとれる。矢印は東京と大阪を中心とする二つの塊を形づくる。定期預金最低金利（縦軸）については同水準（三％―五・五％）にありながら、当座最高金利（横軸）において、低域圏（二―四％）と高域圏（六―七・五％）の二極へ分化している。高域圏に属するのは、東京以外に一〇県にすぎず、その大半は北日本に位置する。[3] 残る大半が低域圏に移行している。その多くは大阪をはじめ西日本の諸県である。東西二極化の動きがこの段階で既に始まっていたと言ってよい。しかし、兵庫・神奈川ならびに関東諸県など、無視しえない例外を考慮に入れるならば、この

第8図　府県別預金金利の推移（1883→1886）

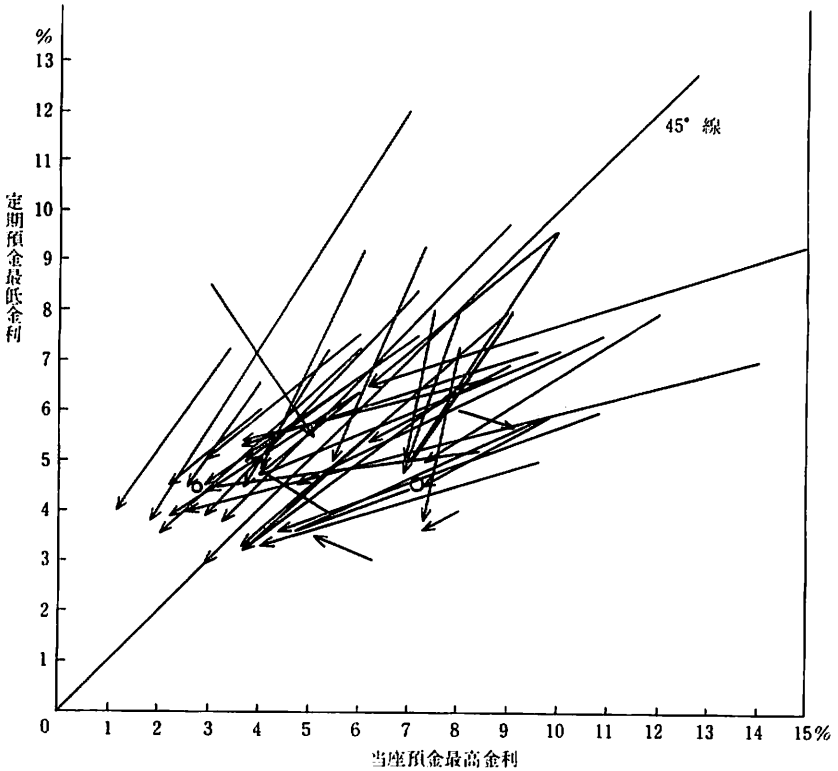

(1) 『銀行局年報』1877，86年版より。
(2) 全国府県について，1883年から86年への金利(年率)変化を矢印で表わした。
(3) ○印は1886年東京，大阪の金利。45°線の左側が大阪，右側にあるのが東京。

動きも未だ端緒的なものであったと見ざるをえない。

ここで注目すべきは、大阪を典型に多くの府県が、図中の四五度線の右側から左側へ移行した点である。不充分とはいえ、当座預金の最高金利が定期の最低金利を下廻る動きをみせたのである。このことは、当座預金と定期預金が金利面で分化を始めたこと、その一時的な胎動として評価すべきであろう。

以上、一八八六年にかけての信用機構の安定化

を境に、預金市場は新たな局面に入る。一九〇一年金融恐慌を終幕とする第二局面の特徴は、定期預金金利の低落、当座預金金利の弾力化とその上昇があいまって、期間別の大きな金利格差が縮小し消失した点にある。

まず東京同盟銀行（前掲一二三頁、第7図）から見るならば、四、五％に及んだ定期預金一年ものと三ヵ月ものの金利差は一％近くに縮小している。一八八七年にかけて一年もの定期預金の金利はほぼ六％近辺にまで降下し、これ以降預金金利は常に日銀再割引金利を下廻るようになる。以前においては、日銀借入に依存するか定期預金を吸収するか、資金コストのうえで大きな差がなかった。それが日清戦期以降、定期預金一年ものの金利が日銀再割引金利を恒常的に一％以上、下廻るようになる。銀行としてはコスト上、日銀に依存するよりも預金を取り入れた方が有利となる。日清戦争後、資金調達の面で預金銀行化の条件が整いつつあったのである。

他方、当座預金についてみるならば、最初の局面（明治一〇年代）に比べて、金利が弾力的に設定されるようになった点がまず眼を惹く。第一の局面では当座預金の金利は三年から五年と極めて長い間固定されていたのが、一八八八年から九三年にかけて序々に短期化している。このことは、当座預金金利を設定するにさいし、西欧の教科書に盲従するという観念的な姿勢から、市中の資金需給に応ずるという現実的な姿勢へと、転換したことを示唆している。逆からいえば、民間の預金者が金利に関して次第に敏感になってきたことを意味する。

こうした金利の弾力化は、一八九三年（明治二六年）以降の金利上昇過程でとくに強まり、その帰結が九七、八年（明治三〇・三一年）の預金金利、とくに当座預金金利の急騰に他ならない。九七年には当座預金の金利は、それまでのピーク（明治一〇年代前半）の五％を超え、翌九八年には未踏の六％に達した。定期預金よりも当座預金の金利上昇テンポが速かったために、両者の差は僅かに一％に縮まり、その境界が不分明となってしまったのである。

第9図　地方大銀行の預金金利推移

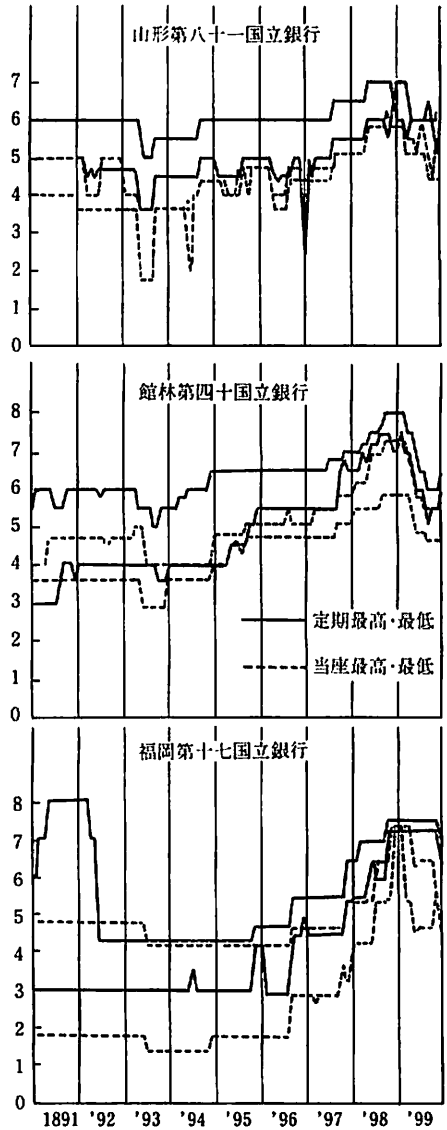

(1) 『日本銀行統計月報』より作成。

以下に掲げる第9図は、日銀が作成した各地の枢要銀行の月別金利表から、幾つか選んで図化したものである。これらの図から、東京の銀行ばかりでなく、地方の銀行においても「当座預金金利は無利息あるいは最小限に抑える」という初期の軛をはなれ、次第に弾力化していった様がうかがえる。日清戦争以降における預金金利の急上昇、定期・当座両預金金利の接近など、東京で観察された事象は、各地を貫ぬく全国的な現象であったと言えよう。

このような各地における当座預金金利の弾力化と急上昇は当然のこと、定期預金と当座預金の分化に水をさすことになった。いま、第8図にならって、一八九一年（明治二四年）から九八年にかけて、各地の枢要銀行の定期の最低金利と当座最高金利がどう変化したか、図化してみた（第10図）。図中四五度線の左へゆくほど定期・当座両

第10図　府県別預金金利の推移（1891・7→1898・7）

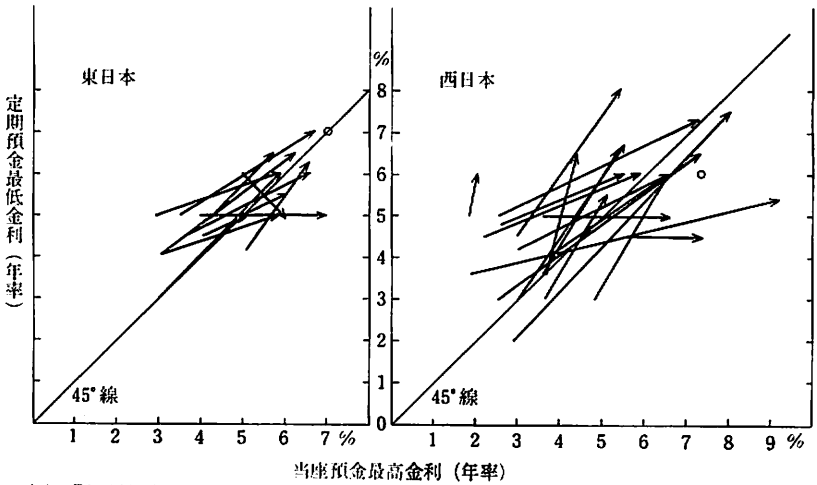

(1) 『銀行局年報』1891，98年版。
(2) 各府県1891年7月から98年7月への金利の変化を矢印で示した。
(3) 東西の区分は，滋賀以西を西日本とした。
(4) 東日本の。印は1898年7月の東京の金利，西日本の。印は大阪の金利を示す。

預金が分化したことを示すが、大勢として、両金利とも四五度線に収斂しながら急騰していること、上昇テンポは定期預金よりも当座預金の方が大きいことなどが、この図表からうかがえる。地域的には、東日本では、八一年→八六年→九一年→九八年と経るにともない四五度線へ収斂する傾向が強いのに対し、西日本ではやや分散的である。また八六年の段階で東西間に認められた当座預金金利の大きな差は、その後九一年にかけて東日本一帯で低下したために、かなり稀薄化し、九八年の段階に至っては、ほとんど際立った差が認められない。一八九〇年代後半垣間見られた定期預金と当座預金の金利上の分化の流れは、その後、金利の弾力化とともに足踏み、あるいは後退を余儀なくされたのである。

日清戦期以降の、このような当座預金金利の上昇は、民間の銀行が高いコストを払っても預金を取り入れたいという強い資金需要の存在を反映す

第11図　東京銀行集会所同盟銀行の月次預金金利の推移（1895—1911）

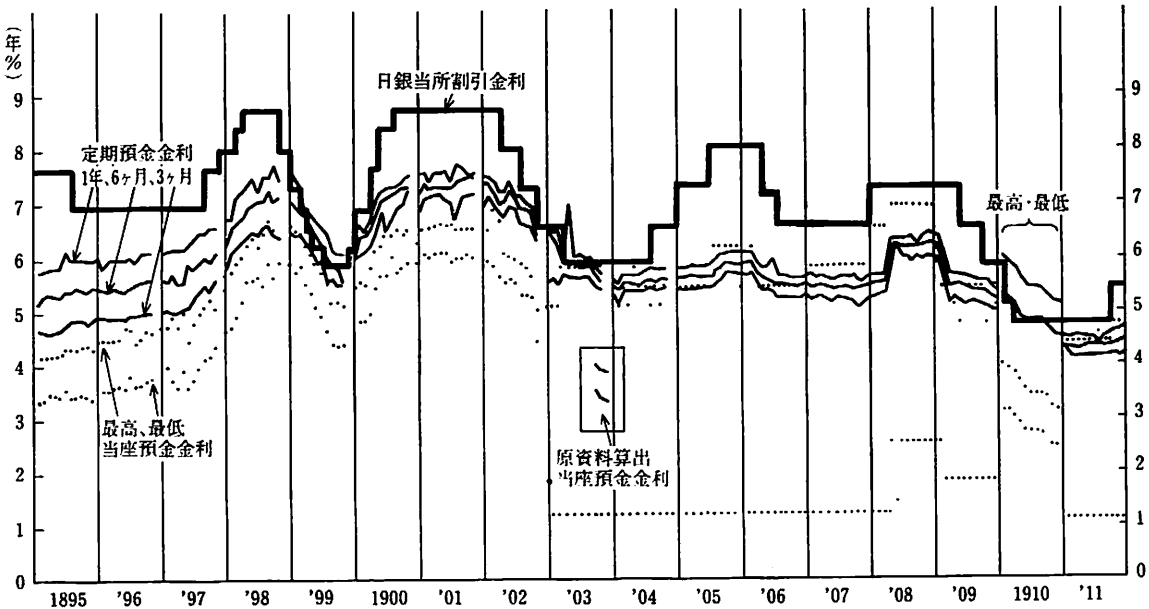

(1)　預金金利は，東京同盟銀行各月「累年金利表」『銀行通信録』より作成，日銀金利は『日本銀行沿革史』第1集，第2巻所収の「一般金利ノ概況並其調節」より。

(2)　定期預金は，1年，6ヶ月，3ヶ月の三本，ただし1910年のみ最高，最低金利。当座預金は最高，最低金利。

(3)　その算出方法は不明。おそらく当座預金については，1902年12月，1910年1月，11年1月に掲載方法の変更があったと思われる。

(4)　1903年，9月～11月の3ヶ月については，銀行図書館に所蔵されている『東京銀行集会所諸勘定報告書』より算出し直したものを掲げた。

るものであろう。とくに金利競争が定期預金にとどまらず「本来」無利子とされた当座預金にも及んだところに、その激しさがうかがわれる。この金利引上げ競争は、その後に正負相反する影響を残した。ひとつは、当座預金をふくめた預金金利の急騰によって、銀行の経営内容は一挙に悪化し、金融危機が醸成された。他方、預金金利の高騰にともなって、それまで眠っていた潜在的預金が掘り起され、預金取引が急速に浸透していった。この二つの条件は、日清戦後経営の下で同時に進行し、一九〇一年金融恐慌とその後の預金銀行化を推進したのである。

一九〇一年金融恐慌を屈折点として第三の局面が始まる。このとき、日清戦後ひととき近接した当座預金と定期預金の間の金利差が再び開き、流動性に応じた金利体系が本格的に形づくられるに至った。

まず東京銀行集会所同盟銀行から見てみよう（第11図）。その公表統計によれば、一九〇一年金融恐慌後の金融緩慢の過程で、当座預金の最高金利と最低金利は大きく開いた。しかし、その動きは余りに不自然である。おそらく最高・最低値の算出方法に変更があったと思われる。そこで原資料に戻って、一九〇三年九月から一一月の三ヵ月について、一九〇二年一二月以前と連続する方法で各同盟銀行の最高（最低）金利の平均を算出し、図中に掲げてみた。これによると東京の当座預金金利は金融恐慌後、最高・最低値とも大きく低下している。一九〇一年の六%の高水準から、一九〇三年には三%台へと低下し、その後もほぼその水準を推移したと思われる。(4)

もちろん、このとき定期預金の金利も低下したが、その水準は六%台にとどまった。その結果、定期預金と当座預金の間に、恒常的に二%の金利差がつくようになった。このことは、構造として、定期と当座の両預金が金利のうえで明確に分化したことを物語る。

この点で興味深いのは、定期預金三ヵ月、六ヵ月、一年ものの三者の金利がますます接近し、ほぼ〇・五%の幅に収まるようになった点である。銀行あるいは預金者にとって、大きく言えば定期預金の三ヵ月から一年という期

第12図　大阪市中預金金利の推移（1897—1910）

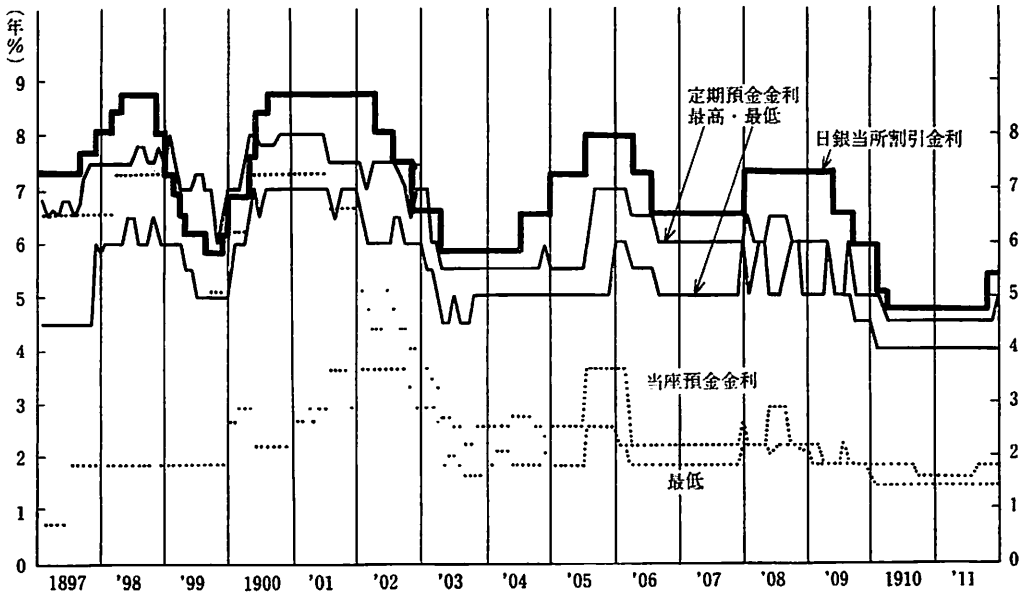

(1)　預金金利は，月次「累年大阪市中金利表」（おそらく大阪銀行集会所報告であろう）『銀行通信録』より，日銀当所割引金利は『日本銀行沿革史』第１集，第２巻所収の「一般金利ノ概況並其調節」より。
(2)　定期・当座預金とも最高・最低金利，年率に換算。
(3)　算出方法は不明。

間の長短は、さしたる利害関心事ではなくなったのである。問題は、定期か当座か、預金形態の違いに絞られていったと思われる。このことは、定期と当座の両預金が範疇として分化したことを反映するものであろう。

こうした金利体系化の動きを最も鮮明に示したのは、大阪であった。一八九七年になって初めて大阪銀行集会所同盟銀行の金利統計が一般に公表されるようになったが（第12図）、この図から、金融恐慌後の金利体系化の最大の動因が当座預金金利の低落にあったことが、うかがえる。それまで定期預金の最低金利を上廻る水準にあった当座預金最高金利が急速に下落を始め、一九〇三年以降ほぼ年二％の水準に落ちついた。一方、定期預金の金利は、最高と最低金利差を縮めながら、緩やかに下落し、ほぼ五％となった。こうした変動の結果、預金金利が公定歩合を常に下廻り、逆転することがなくなった、と同時に、当座預金と定期預金の間に常に年三％にも及ぶ金利差が形成されるに至った。

第13図　大阪・東京ならびに西部組合銀行平均金利

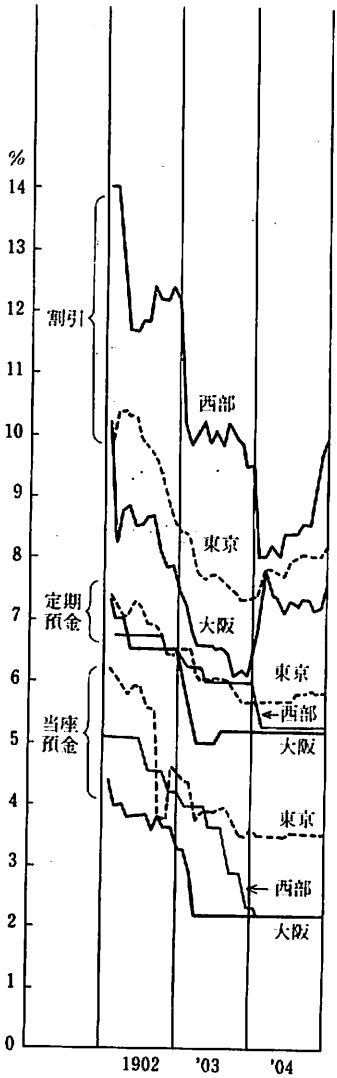

(1)　『明治37年大阪商業会議所年報』687～9頁より。

第14図　府県別預金金利の推移（1898・7→1904・7）

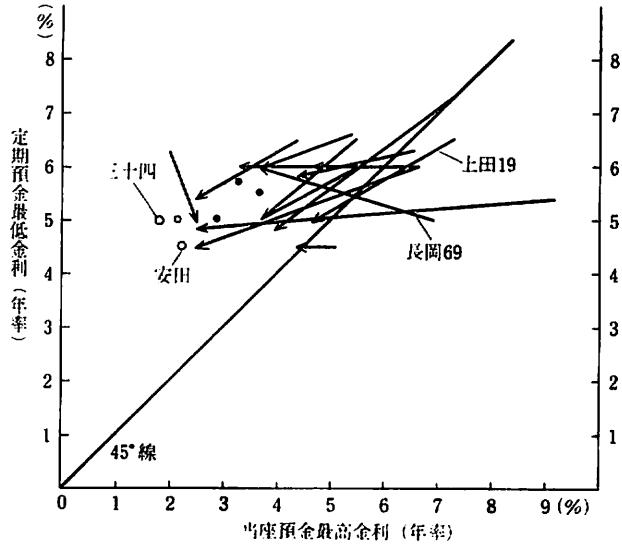

(1)　1898年7月は『銀行局年報』，1904年7月は，「預金利子ニ関スル件」『松尾資料2』より。

(2)　○印は東京・大阪の大銀行。●印は1904年分のみ。

当座預金金利の低落は、東京よりも大阪の方が著しかった。大阪では二%あるいは一%水準まで低下したのに、東京では三%台にしか低下しなかった。そのため、定期預金と当座預金の間の金利差は、大阪でほぼ三%ひらいたのに、東京では二%差にとどまったのである。このことは大阪に比べ、定期預金と当座預金の分化が東京において不徹底であったことを示す。

それでは、東西二都のいずれが特異であったのか。第13図は、東京、大阪、西部（九州）の三同盟銀行の平均金利を描いたものであるが、金融恐慌後の金利低落によって、西部同盟銀行の預金金利は、一九〇四年の段階には、定期も当座のいずれも大阪とほぼ同水準にまで低下したのに対して、東京での低下ぶりは鈍く、高止まり気味であったという興味深い対照が浮び上ってくる。遠隔の九州においても大阪並みの金利体系化、預金の分化が進行していたのである。

ここで、各地における預金の分化がどの程度進んだか、把握するために、例によって第14図を作成した。原資料が日露戦の影響を調査するために作成されたためか、西に大きく偏っていて、関東・東北の事例を欠いているのが残念である。それにしても、一八九八年から一九〇四年にかけて、ほとんどの事例において、当座預金の最高金利が大きく低下し、定期預金の最低金利を下廻るに至った（図上、四五度線の左方へ移行する）ことを確認しうる。移行のヴェクトルは四五度線の左方、定期最低五%、当座最高二%水準へむかっている。そこには東京・大阪・京都ならびに神戸所在の大銀行が並び、預金分化の先陣グループを形づくっている。それに高松百十四、長崎十八、山口百十、姫路三十八、鹿児島百四十七など、比較的資金需要の弱い地方の大銀行がつづく。これに対して、長浜二十一、静岡、岡山二十二、富山十二、佐賀百六、上田十九、新潟第四などの諸行では預金分化の度合が低い。概して生糸・織物・茶など在来産業向けの資金需要が強いところでは、当座預金の金利を低位に引下げられず、預金分化も進まなかったと思われる。おそらく、さきの当座預金金利の低落をめぐる大阪と東京の差も、在来輸出産業の配置をめぐる東・西日本の違いを凝集的に示していると推量される。

以上の検討によって、一九〇一年金融恐慌から日露戦にかけて、公定歩合＞定期預金≫当座預金の不等号が示す金利格差が、各地に多少の偏差を残しながらも全国的に形成されたことを確認しうる。この格差は一時的な金融緩慢にともなって出現したのであるが、注目すべきことに、その後も崩れることなく構造的に定着するに至った。この預金金利の体系化は、日本において当座預金と定期預金がカテゴリーとして初めて分化しえたことを示す。西欧流の預金取引が導入されてほぼ四半世紀ののち早くも、日本において預金市場が確立するに至ったのである。

（1）　たとえば麻島昭一氏は、それを「預金種目間」の「流動性拘束度に対応した金利格差」と表現している（「明治期地方銀行の定期預金の性格—滋賀県八幡銀行の事例」『金融経済』一七五号、一九七九年、八九頁）。しかしながら、この規定

は表層的にすぎる。そもそも流動性に応じた格差が何故形成されるのか不明確である。小切手流通の拡充↓当座預金の増大↓預金金利の体系化↓預金銀行化からなる一連の展開のなかで規定されなくてはならない。

(2) たとえば第一国立銀行は、一八七一年開業にさいし、当座預金を無利子としている。それから二年後の七三年には、三万円以上、さらに翌年には一万円以上の大口預金には、利子がつけられるようになった(『第一銀行史』上巻、一九五七年、一七三頁)。また第一国立銀行は、一八八三年、安田銀行とともに日銀に対して利付当座預金の開設を求めたが、日銀は損益上ノ事」とならんで、そもそも「当座預リ金ノ性質タル蓋尋常利足ヲ付スヘキモノニ無之」という理由を挙げて拒否している。日銀が利付当座預金を認めたのはそれから三年後の一八八六年三月のことである。

(3) 新潟・青森・長野・岩手・宮城・福島・山形・兵庫・鳥取・佐賀の一〇県である。

(4) 第11図が依拠した東京同盟銀行「累年金利表」は、当座預金をめぐって何度か統計算出方法に変更があったと思われる。一九〇二年一二月と、一九一〇年の一月—一二月の二度である。おそらく、一九〇二年一一月までは加盟銀行それぞれの最高(最低)金利の平均値であったのが、それ以降は加盟銀行のなかで最も高い金利と低い金利を採ったこと、ただその後、一九一〇年の一年間だけ、一九〇二年一一月以前の平均値方式に回帰したものと推定される。とすれば、一九〇二年一一月以前と原資料によって算出した一九〇三年秋、それに一九一〇年をむすぶならば、当座金利の低落状況がつかめる。

(5) 本文ではふれなかったが、金融恐慌をはさむ前後の時期、一八九八年から一九〇三年にかけて大都市の銀行集会所において、百円以下の当座預金金利を無利子とする措置が断行されたこと、さらに金融恐慌後小口当座預金についても同様の措置がとられたことも、預金金利の体系化を推し進めるうえで、大きな意味をもったと思われる。

第三章　金利協定—預金市場における金利設定行動の変容

これまで、預金金利体系の形成に視座をおいて、日本における預金市場の形成・確立過程を、いわば外側から眺めてきた。ここで新たな問題が想起される。そもそも銀行は個々自由に金利を決定しえたのであろうか、相互の間に何らかの規制が働いていたのであろうか。預金金利の決定にさいして、個々の銀行が相互にどのような行動様式

をとったであろうか。

これまでの日本金融史の研究では、このような金利決定をめぐる市場行動については、充分に明らかにしてこなかった。たとえば寺西重郎氏は、戦前日本の銀行業に関し産業組織論的アプローチを試みたさいに、市場成果の分析に終始し、市場行動分析を全面的に欠落させてしまっている。その咎は、寺西氏が一九三〇年代前半までは「基本的に自由金利政策」[1]と規定した点に発する。「自由金利」を、戦後の金利規制の対概念として規定するや、市場行動分析は視野の後方に退かざるをえない。

一方、多くの人々が「銀行独占」との係りで金利協定にふれたにもかかわらず[2]、その基礎をなす具体的な市場行動分析は、ほとんど手つかずのままである[3]。とくに明治期については、多くの人々が自由金利と言い放って、それ以上立ち入って、その市場行動を検討するに至っていない。もちろん、そこには資料上の制約が横たわっている。ここでは、乏しい資料を重ねあわせながら、明治期の金利設定行動の輪廓を浮き彫りにする。

明治期の金利設定行動の実態を明らかにしようとするならば、金利協定の存在を避けて通るわけにはいかない。通常、預金金利協定は一九〇一年金融恐慌に端を発するものと考えられてきた[4]。そして、暗黙のうちに、それが、大銀行への預金集中に対する楔杆として働いた如く考えられたのである。こうした期待にもかかわらず、それが何故組織されたか、またどのような影響を残したのか、またこのような市場はどこまでその淵源を遡りうるのか、その実態は依然不明である。そこでまず、明治期に金利協定がどの程度行われていたのか、全体的な概観をうることから始めたい。ここではとりあえず、一九〇一年金融恐慌の以前と以後の二つの時期に分けて検討する。

1　一八九〇年代の金利協定

年代の金利協定事情

京　　都	神　　戸	そ　の　他
	3月　兵神両港の銀行預金金利申合せ	
5月　定期3ヶ月3%，6ヶ月4%，12ヶ月4.5% 6月　定期6ヶ月3.5%，12ヶ月4%，当座5→3%		
		7月　堺同盟親睦会成立とともに預金金利協定
	8月　神戸同盟銀行成立	10月　堺，小口・貯蓄6%
4月　かねてより協定 12月　当座12厘，定期17厘，貯金銀行18厘へ	4月　一致して決めてきた当座利息制限（12厘）解除	4月　和歌山引上げ
3月　当座12厘，定期7→6.5%，小口17→15厘以下 8月　17行，当座10厘，定期，6%，小口14厘	3月　当座15厘→13厘以下へ 7月　当座10厘以下	2月　広島引下げ 3月　津協議 6月　広島・大津個々改訂 11月　四日市銀行，三重県同盟を預金金利について除名される
1月　17行，当座12厘，定期6.5%，小口16厘 4月　北浜支店協定違反で交換所排斥	3月　当座12厘以下の申合せにもかかわらず14～18厘	4月　岸和田泉南，当座13厘，小口・貯蓄17厘，制裁規定あり 〃　明石，当座15厘，定期7%，特別当座18厘

半季報告』，『神戸商業会議所雑誌』，『名古屋商業会議所報告』，『京都商業会議所記

第4表　一八九〇

	東　　京	名　古　屋	大　　阪
1886年	4月　当座「一様ニ低落スル」案中止		3月　同盟して当座金利一定す
1890		2月　当座8厘据置，貸越28厘→30厘	2月　当座10厘以下，懲戒規定あり
1891		4月　当座最高10厘，貯蓄最高5％，罰則規定あり	7月　当座引下げ更に協議
1892	11月　（京浜）定期3ヶ月4％，6ヶ月4.5％，1年5％	12月　定期最高5％案議論す	
1893	2月　定期につづき当座10→8厘案，中小反対し不成立，五行のみ。 4月　三井・百十九は当座8→5厘，定期5→4％ 6月　三井・第百・百十九は対米穀貸付金利同盟を解除		2月　定期5.5→5％，貯蓄・小口5.4→4.6 6月　当座5厘（当初8厘案）定期12ヶ月4.5％
1894		5月　定期最高4.2→4.5％ 8月　当座8厘，貸越23厘 12月　当座10厘，定期5.5％以下，小口12厘以下，通知14厘，貸越22厘	
1895	6月　第一・三井は当座引下げ		12月　当座10厘以下
1898			
1899		3月　引下げ 5月　二厘引下げ案不成立 7月　引下げ 9月　当座10厘，定期5.2％	2月　協定なし 8月　中小17行当座10厘，定期1年6％，小口15厘
1900			4月　15行当座13→14厘，定期7％据置小口18厘 5月　15行当座13→15厘，定期7％，小口18→20厘

(1)『銀行通信録』，『日本銀行統計年報』，『日本銀行統計月報』，『東京銀行集会所事』，『京都商況』，『三井銀行本部旬報』より摘記。

第4表は、雑誌記事を中心に、これまで適宜集めてきた一八九〇年代の金利協定に関する情報を摘記したものである。この表は、そのなりたちからして、誤報とくに脱漏を多く含んでいる。不充分とはいえ、そこには初期金利協定の足跡をうかがうことができる。この表を中心にして、一八九〇年代金利協定の相貌を明らかにしよう。

第一に、第4表によって、一九〇一年金融恐慌以前、かなり早い時期から、大都市を中心に、金利協定が行われていたことを確認しうる。その嚆矢は、一八八六年三月、金融緩慢のもと、大阪ならびに兵庫・神戸で当座預金金利引下げの「申合せ」がなされたときまで遡ることができる。[5] このとき東京銀行集会所においても、当座預金金利を「一様ニ低減」するよう議論がなされたが、実現には至らなかったという。[6]

第二に、金利協定のほとんどが、預金に関するものであって、貸出については、名古屋における当座貸越金利、東京あて送金手数料[7]のほか、三井、第百、第百十九の三行による対米穀貸付金利協定[8]が眼につくにすぎない。

預金のなかでは、当座預金金利に関するものが先行している。定期預金金利については、一八九二年一一月、京浜銀行同盟による協定[9]が初めて申合せの対象として以来、当座・定期の二本建てのケースが多くなった。その後小口当座や貯蓄預金も漸次組み込まれ、多様化していったが、依然主軸は当座預金にあった。

それは、初期の都市預金市場において当座預金が大きな比重を占めたことによる。また、さきに第二章で析出した事実、一八八六年ごろから当座預金の金利が、初期の教科書的な羈絆を脱し、次第に弾力化し上昇していったという点からすれば、一八九〇年代の金利協定の対象が主に当座預金におかれていたというのも自然であろう。

第三に、初期金利協定は地域的には五大都市、なかでもとくに西の大阪・京都・神戸・名古屋の四都に大きく偏していた。

東京では一八八六年四月の試みが挫折に終ったあと、九二年一一月、東京銀行集会所加盟銀行と横浜正金・第

二・第七十四の三行が定期預金金利に関し申合せに成功した。しかし、翌年の二月、引きつづき当座預金についても協定を結ぼうとしたが、実行に至らなかった。三井・百十九両行が「首唱」したのに対して第一・第二十・第百の三行が応じただけで、残る中小銀行が反対に廻ったという。その結果、五行のみが日歩八厘を公表するにとどまった。[10] 以来、一九〇二年に至るまで、京浜では、三井と第一、あるいは三井と第百十九というように個別の申合せが行われたにすぎなかったという。

西の四大都市においては、この表からの脱漏を考慮に入れると、一八九〇年以降一〇年のあいだ、控え目に見ても協定の実行状況は、一九〇一年金融恐慌以降の時期と比べて遜色がない。また、この四都を軸に、金利協定は、次第に近郊に及び、一九〇〇年までに、堺・和歌山・広島・三重県・岸和田泉南・明石などで実行され、近畿・中京の四都をむすぶ地域一円をおおうに至った。ここでも東西間の偏りは明瞭である。

第四に、こうした初期金利協定の組織主体は、各地の銀行集会所組合（＝同盟）であった。日銀・大蔵省など金融当局の働きかけは、これまでのところ認められない。大銀行が指導的・積極的役割をはたしたのであろうか。

一八九二、三年東京の事例では、さきに見たように三井・第百十九（三菱）両行が主唱し、これに第百、第二十などの大銀行が積極的に応じたという。また一九〇一年京都において協定が解除されるに至ったが、そのときの提案者は、京都商工、近江銀行であり、反対論をぶったのは三井銀行と平安銀行であった。[11] しかし反対のケースもあった。大阪では、一八九九年、協定が行われなくなったが、これに対し、中小の一五行が独自に協定を組織し、[12] 彼等の要求によって一九〇一年、再び「組合」銀行レヴェルで協定が実施されるようになったという。[13] 以上の例証からしても、三井など巨大銀行が協定の積極的な組織者であったとは言いがたい。協定の成立事情に様々な違いが生じたのは、各地の市場構造、競争条件に大きな違いがあったからであった。こうした違いを超えて各地で協定が組

織されたのは、銀行組合組織という公的な統合力が働いていたからである。

第五に、当時の雑誌記事では、厳格に何厘「以下」と明記しない場合が多いが、その内容は金利の最高限度を規定するものであった。また金利の変動方向の点からいえば、金利の引上げを規定したのは、一八九〇、九四年と一九〇〇年にすぎず、多くの場合が金利の引下げに関するものであった。これらの事実は、初期の金利協定においては、金利上昇局面においてさらなる上昇を抑えるという面よりも、金利下降局面において一致して金利を引き下げるという面の方が強かったことを示している。一八八六年以降、金利水準が構造的に低落する局面において、銀行側は当座預金の金利を弾力化する必要があった。預金金利を引下げられるかどうかは、顧客との力関係による。各行が個別に預金者と交渉するよりも、協定を組織し、一致して事に当った方が、遙かに成算は高かったであろう。初期の金利協定において、金利引下げのケースが多いという事実、未だ預金争奪戦が本格化していないという背景を考えあわせるならば、以上の説明が最も現実的であろう。

第六に、日清戦後、預金争奪戦が激化するにともない、規制を強めるところと、協定が空洞化してゆくところと分化してゆく。大阪・名古屋・神戸では空洞化を余儀なくされたが、京都では逆に罰則規定をバックに規制を強めていった。

これまで一般に、一九一八年以前の金利協定は、罰則＝制裁規定をもたないとされ、それ故に、その効力を疑問視されてきた。しかし、こうした想定に反し、日本では非常に早い段階から罰則規定が問題となり、現実に罰則規定が発効された場合もあったのである。

罰則の申合せは、早くも一八九〇年二月の大阪同盟銀行集会所の協定、また翌年四月の愛知同盟銀行会の協定においても行われた。それ以外にも京都銀行同盟会[16]、岸和田泉南銀行同盟会[17]も罰則規定をもっていた。罰則は、罰金

さらには、手形交換所あるいは同盟会からの除名という厳しいものであった。

そもそも欧米の金利協定には罰則なる規定は存在しない。制裁規定がないから協定の効力を疑問視するという、これまでの通念は、金利協定をカルテルとのみ見る先入見にとらわれている。にもかかわらず日本において、これほど早期に「罰則」なる過剰な規定がもちこまれたのは何故か。銀行集会所組合が組織されるさいに、旧幕下の株仲間伝来の仲間意識が色濃く影を落したという事情を考慮すべきであろう。

こうした罰則規定は、単なる飾り物ではなく、日清戦後、預金争奪戦が激化するにともない、現実に京都と四日市[18]で行使された。とくに京都のケースは、その組織性の点で群を抜く。以下簡単に紹介しておこう。

京都銀行集会所は、一八九八年五月、罰則規定発動のための具体的手続をさだめ、高い預金金利を付している違反銀行に対して、それが組合加盟行であれば「相当ノ制裁」を加え、非加盟行であれば「道義上ノ忠告」を与えるべく、取締りに乗り出した。その結果、加盟銀行では西陣銀行から規約を遵守する旨の確約をひきだし、非加盟の四十九貯金銀行に対しては、金利の引下げ、特別金利（勉強率）の「全廃」を強要した。[19] このときには除名規定は発動されずに終ったが、それから二年後の一九〇〇年四月六日の総会で、北浜銀行京都支店に対して同盟銀行は今後「裏書小切手其他の手形類」を「一切交換せざること」、また同支店の小切手を「預金の際拒絶すること」の二点を決議した。しかし、それはかえって「得意先に不便」を与えることとなるため取消され、「北浜銀行の裏書せる手形類を交換所へ持出さざる」より改められた。[20] それは制裁規定が実際に発動された稀有の一例である。当時の京都同盟銀行が、預金争奪をめぐる金利戦の抑制に如何に厳しかったか、示して余りある。

第七、預金金利の改定にさいし、各銀行は一九〇〇年ごろから各々の標準的な金利を『銀行通信録』などの誌面に公表するようになった。[21] それゆえその後については、個々の銀行がいつ、どのように預金金利を改定したか、ほ

第5表　1900年3，4月東京・大阪両組合銀行公表預金金利改定状況

東京		当座預金金利（日歩　厘）				
		13	15	16	17	19
定期預金金利（6ヶ月以上、年率%）	6.0	三井，十五				
	6.5	第一，三菱	帝商，浅草	万世，第百，七八		
	6.8		川崎			
	7.0		東海，山三 東京明治 四谷	中井，商栄，丁酉，東西 広部，四一，麹町，第二，七四	四十	
	7.3			神木	河合	
	8.0					千代田
	不明			京橋		

大阪		当座預金金利（日歩　厘）		
		13	14	15
定期預金金利（6ヶ月以上、年率%）	6.5	三井，三菱		
	7.0		第一，鴻池，山口，井上，木原 平安，起業，帝商，十八，肥後	北浜，岡橋，共立，三商 二三，九州商業
			八九，二九，土佐，実業，高知 五八，西六，北村，有魚，美作 四二，潜水，阿波商，百四七	
	7.5		近江，三四，日本貿易	加島，七九，二二，第九 十二，大和田
	不明		住友，浪速，百三十，帝商，谷村 七八，泉町	

(1)　東京・大阪ともに『銀行通信録』173号，1900年4月，『大阪銀行通信録』30号，同年月より。3月16日から4月21日まで改定分。

(2)　大阪の□は中小銀行による協定参加行。

ぼ追跡することができる。第5表は、一九〇〇年三月の公定歩合の引下げにともなって、東京、大阪両組合加盟銀行が公にした改定預金金利の一覧表である。

この表から、金融恐慌直前の段階において三井・三菱など東京系の大銀行が最低の金利をつけ、預金規模の小さい中小の銀行がそれより高い金利をつけるという価格決定様式が浮び上ってくる。たいていは大銀行を含む八、九割の銀行が一斉に改定するという形をとったが、幾つかの例では、三井や住友などの大銀行がまず金利を決定し、それに中小銀行が追随するというパターン[22]を認めることができる。

この点で注目すべきは、東西両都における違いである。すなわち、東京では、預金規模と預金金利が比較的強い逆相関の関係に立つ。一方、大阪では、中小銀行の間では協定が維持されていることもあって比較的まとまりがよかったのに対し、鴻池・山口・住友・浪速・百三十・北浜・加島・近江・三十四などの地元大銀行の間にはまとまりがなく、中小よりも高い金利をつけているのさえある。すなわち、大阪の大銀行は高金利による預金争奪戦の渦に巻き込まれたのに対し、東京では預金金利の設定にさいし、巨大銀行を頂点とする安定した秩序がなお維持されていたのである。

このような金利設定様式の違いは、両都の市場構造、競争条件に由来する。東京・横浜に比べ、近畿・中京の四都では地元本店銀行のシェアが相対的に低い。これらの都市では、三井・第一を筆頭とする大銀行が早くから支店活動を積極的に推し進め、そのシェアも高かった。大阪系の大銀行は、本拠地においてすら三井や第一との競争にさらされ、東京での支店活動も立ち遅れた。そのために東京では、巨大銀行を頂点とする秩序だった金利設定行動が可能だったのであり、それがまた、九〇年代京浜地方に金利協定を疎遠にするという結果をもたらしたのである。

(1) 寺西重郎『日本の経済発展と金融』(一九八二年)二三二頁。

(2) 高村直助『日本資本主義史論』(一九八〇年)、および石井寛治「地方銀行と日本銀行」『地方金融史研究』第八号、一九七五年三月。

(3) 金利協定の研究としては、松村秀夫「銀行預金及び貸出金利協定(東京)の沿革」『金融』五七号、一九五一年一二月、同「戦前における銀行間預金金利の格差について」同上誌、一一五号、一九五六年一〇月、ならびに、岡田和喜「金融市場の端緒的形成」(東畑・高橋監修『日本の銀行制度確立史』第二編第二章、一九六六年所収)、同「地域的預金利率協定の成立過程」(地方金融史研究会編『地方金融史論』一九七四年所収)、同「静岡市銀行同盟会と『預金協定』」『金融経済』二〇五号、一九八四年四月、および拙稿「第一次大戦期金利協定と都市金融市場(上・下)」同上誌、一八八号、一九八一年六月、などがあるにすぎない。

(4) こうした通念は、松村秀夫氏の先駆的研究によるところが大きい。これに対し岡田和喜氏は、それ以前にも名古屋で協定が行われていたと指摘したが、それ以上立ち入った分析を加えていない。

(5) 一八八六年三月二六日、「臨時会録事」『銀行通信録』五号、ならびに「第四回兵庫県勧業年報」一七五頁(高嶋雅明「明治前期における出石第五十五国立銀行の分析」『大阪大学経済学』一六巻四号、一九六七年五月、九〇頁による)。

(6) 東京銀行集会所「第一二回半季考課状」一八八六年三月二五日臨時総会「決議」(『日本金融史資料　明治大正編』第一二巻、一六五頁所収)。

(7) 一八九〇年二月、愛知同盟銀行会(八八年一二月、名古屋と熱田の銀行一〇行によって結成)は、当座貸越日歩を二銭八厘から三銭へ引上げるよう協定し、三月一日より実施した。翌九一年四月には預金金利及び送金手数料改正について協定をむすんだ。その内容は、当座預金最高日歩最高一銭、貯蓄預金最高年五%、送金手数料東京・横浜最下参銭、同西京・大阪最下四銭、五月一日実施。そのさい、「各行ノ協議ヲ経ズシテ一行ニ於テ専断ノ高低致間敷事」、送金手数料について顧客から問われても「団結シタル等ノコトハ可成答ベカラズ」、違反したときは「罰金拾円」とする旨の規約をとりかわしている。送金手数料協定は、九二年二月破棄された。

(8) 第百、第百十九、三井の三行の間でこれまで行われてきた対米穀貸付金利同盟を、一八九三年五月、競争者参入のため解く(「明治二六年日本銀行統計年報」『日本金融史資料　明治大正編』第一九巻、一五五頁による)。

(9)　一八九二年一一月一六日、京浜同盟銀行定期預金利引下げ「決議」『日本銀行統計月報』より。

(10)　一八九三年三月『日本銀行統計月報』より。

(11)　京都銀行協会『京都における明治年代の預金金利協定について（明治三一年～三四年）』（一九七八年、東京銀行図書館蔵）所収の京都銀行集会所議事録（一九〇〇年一〇月）による。

(12)　大阪の中小銀行は一八九九年八月、独自に預金金利協定をむすんだ。その参加行は、第四十二、西六、五十八、大阪清水、有魚各本店、八十九、阿波商業、大阪実業、二十二、百四十七、大和田、二十九、土佐、百五十二、七十三、高知の各支店であった。

(13)　一九〇一年五月二二日、三商・木原ほか一四行より「預金利子の高低は総て我大阪銀行集会所に於て決定する」旨の建議が提出された。これをうけて、住友・木原ら一〇行からなる付託委員によって当座一銭四厘、小口当座一銭八厘、通知預金一銭九厘、定期預金七・五%を最高限度とすること、六月十五日より実行する、また市中預金集金人を廃止する旨の案が提出されたが、強い反論が出され、結局六月一一日、預金利子引下げの件は同盟「総会」に付せず、協議会で議論すること、「成るべく歩調を同一にする事」とし「制裁は之を設けざる」こと、集金人廃止は七月一日より「一ヶ年間」実行する旨の決議が出された。詳細は『銀行通信録』一八七、八号、一九〇一年六、七月をみよ。

(14)　大阪同盟銀行集会所「録事」（一八九〇年二月六日臨時総会）『銀行報告誌』三号、一八九〇年五月一日。当座預金金利日歩一銭以下の申合せを二月一五日より実施することとならんで、「違反者懲戒ノ方法」については積立金の没収、事柄によっては同盟から「除名」する旨、決議がなされた。

(15)　前注(7)をみよ。

(16)　前注(11)の京都銀行協会『京都における明治年代の預金金利協定について』をみよ。

(17)　日銀大阪支店『管内預金協定利率調』（大正一四年八月）「岸和田泉南郡同盟銀行」による。一九〇七年五月に成立した規約によれば、違反銀行に対しては、「除名取引停止」処分をとると規定している。

(18)　「三重県同盟銀行の四日市銀行の除名」ならびにそれに対する「弁明」『銀行通信録』一六八、九号、一八九九年一一、一二月。四日市銀行は津支店開設にさいし預金金利を他より一厘高としたため、津周辺の銀行が「利率の均一」の交渉に入ったが、このとき「同業の面目を汚し」たというのが除名の理由であって、協定違反ということではない。

(19) 京都銀行協会『京都における明治年代の預金金利協定について』より。
(20) 「京都同盟銀行の北浜銀行支店の排斥」『銀行通信録』一七四号、一九〇〇年五月ならびに『大阪銀行通信録』三〇号、一九〇〇年四月、をみよ。
(21) 管見のかぎり『銀行通信録』一八九六年一二月号に、東京各行の金利が公表されたのが最初であろうか。
(22) 一八九八年一月三菱銀行、九九年三月三井銀行、一九〇五年八月住友銀行「率先」して預金金利を改定している(『日本銀行統計月報』ならびに『銀行通信録』による)。

2 一九〇一年金融恐慌以降の金利協定

以上見たように、一九〇一年金融恐慌以前の金利協定は、預金金利の弾力化とその後の急騰という預金市場の展開に沿って、初期の金利弾力化の狙いから後期の預金争奪戦の抑制へと、その性格を変えていった。ところが一九〇一年金融恐慌をさかいに、焦点をなす当座預金が急速に下落し、預金金利の体系化へむかう。このような変貌のなかで、金利協定は新たな展開をみせる。以下、第6表を中心に、その動向を概括する。

第一に、一九〇二年から一九一二年にかけて、金利協定の活動は二つの高まりを見せた。第一の波は、一九〇一年金融恐慌から一九〇三年にかけての時期である。その波は短期間のうちに終息し、その後一九〇八年に入ってから、第二の波が現われる。第二の波はひきつづき第一次大戦期の金利協定につらなる。

第二に、地域的に見るならば、それまで近畿・中京一円に限られていた金利協定が、京浜一円に及び、かつての地域的な偏りが払拭された点がまず注目される。金融恐慌の直後、一九〇二年東京・横浜の両都において、一〇年ぶりに預金金利協定が実行に移された。また京阪神においても、預金金利の急騰が最高頂に達した一八九九年ごろひとときの無協定状態に陥ったが、激しい金融恐慌を機に再び活動を開始し、ここに六都の足並みがそろうに至った。

六大都市のこうした動きにともなって、東では上州・宇都宮・静岡・長岡・福井などで、また西では、長崎・奈良・津・山田・南勢・西参・淡海・岡山・尾道などでも協定がむすばれ、ほぼ本州中央部を制するに至った。

その後、金利の崩落が底をついた一九〇六年から八年にかけて各地で無協定状態となったが、ただ名古屋を中心に岐阜・南勢・知多・静岡など中京一円で比較的強固に継続された。その後一九〇六年以降、京浜ならびに京阪神でも金利協定が再び活気をとりもどしたが、地域的には第一の波の分布状況を大きく越えることはなかった。このときになっても依然、東北地方では金利協定の声は聞かれなかった。

第三に、金利変動との絡みからいえば、一九〇三年までの第一の波は、金融恐慌後の金利水準の低落を背景として生じたもので、全て金利引下げに関するものであった。

日清戦後の預金金利の急騰期でなく、むしろ金融恐慌直後の預金金利低落局面で金利協定が広く組織されたのは、金融恐慌の勃発によって預金金利上昇の弊害が強く認識されたからであった。預金争奪戦が激化し、預金金利が急騰するにともない、銀行は採算上、安全資産よりも、高利をもとめてリスクの多い貸出に積極化せざるをえなかった。その結果が一九〇一年の金融恐慌であった。その反省から、預金金利を引下げるべく、協定が組織されたのである。(1)

この預金金利の低落は、預金金利の体系化を惹き起した。とすれば、この時期の金利協定は預金金利の体系化、ひいては預金銀行化を促進する役割をはたしたと思われる。一九〇一年八月の神戸同盟銀行による協定、翌年二月大阪組合銀行による金利協定の対象が、当座・小口当座にかぎられ、定期預金は除外されていた(2)点も右の主張を裏づける。しかし、金利協定がこうした構造転換を惹き起したと主張するならば、その評価は過大に過ぎるであろう。当時の協定にそれほどの力はない。金利協定の意義は、当座預金金利の大幅な低落に対して集団的に棹さした

における大都市の金利協定事情

京　　都	神　　戸	横　　浜
10月，同盟預金利率制限同盟を解除	8月　同盟預金利子引下げ（北浜，台湾，農工不参加）当座13厘，小口18厘，定期なし	
2月　当座12厘，小口16厘，定期7％，三井先行引下，鴨東・京都不参加 10月　当座10厘，小口13厘，定期6％，百三十・西陣支店不参加	8月　当座10厘据置，定期7％→6.5％，小口16→14厘，協議まとまらず，正金先行 10月　当座据置，定期6％，小口14厘	7月　組合今後一致の方針，当座13厘，定期6ヶ月，6.5％，小口15厘 10月　7行，当座12→10厘，定期7→6％，小口15→13厘
8月　同盟，当座8厘，定期5.5％，小口12厘 9月　同盟（名古屋，北浜，第一のぞく）当座6厘，定期5％，小口10厘	2月　同盟，当座8厘，定期5.5％，小口12厘 8月　同盟引下げ案，外銀とのつりあい上まとまらず，当座8厘，定期5.5％，小口12厘 9月　同盟（正金，北浜のぞく）当座7厘，定期12ヶ月5％，小口10厘	10月　正金，第二，七四，三井，第一，第百，左右田7行（第三不参加）当座7厘，定期5.5％，小口　厘
		7月　各行，貸越・割引とも21→23厘へ
8月　組合標準を当座8厘，定期6％，小口10厘とす		
6月　住友，名古屋，川崎をのぞき，当座6厘，定期5.5％，小口11厘		
	8月　同盟引下げ，当座7→5厘，定期6ヶ月以下5.0 6ヶ月以上5.5→全て5％へ，小口10厘据置	
4月　組合，当座6→7厘，定期5.5→6％，小口11→12厘	4月　同盟，当座据置，定期6％，小口12厘へ引下げ	5月　各行，当座8→10厘，定期5→6％，小口11→12厘
3月　組合，当座6→7厘，定期6→5％，小口12→10厘	3月　同盟，当座5厘据置，定期6→5％，小口12→10厘	9月　貯蓄6行，貯蓄金利5.2→5.4％

り摘記。

第6表　一九〇一年金融恐慌以降

	東　京	名古屋	大　阪
1901		10月　当座13厘，定期12ヶ月6.5%，小口16厘へ	6月　組合，当座14厘以下，定期7.5%以下，小口18厘，通知19厘
1902	7月　第一，十五，第百，三井，三菱，正金6行，当座12厘，小口15厘，定期6.5%	6月　当座12厘，定期6.5%，小口15厘 10月　当座12→11厘，小口15→13厘，定期6.5%→6%	2月　当座12厘以下，小口16厘以下，定期随意，大銀行一厘下廻る
1903	1月　三井，三菱，第一，第三，十五，第百，安田，正金8行引下当座15→12厘以下，定期7→6.5%以下小口17→15厘以下 9月　三井，三菱，第一，十五，第百，正金6行引下げ，当座9→7厘以下，定期(6ヶ月)5.5→5%小口12→10厘	2月　組合引下げ，当座10厘，定期5.5%，小口12厘 3月　組合，当座1銭以下，定期5.5%以下，小口12厘以下，特別金利廃止申合せ	7月　組合有力銀行不同意一致引下げならず，当座5厘，定期4.5%，小口10厘 8月　住友，三井，三菱3行率先引下げ，同上率 10月　組合中小13行，当座6厘，小口10厘へ
1904	7月　安田，第三，明商引上げ，当座10厘，定期5.5%，別口12厘	7月　組合，貸越2厘引上げ，預金は協議中	
1905		8月　組合引上げ，甲乙2本建て	8月　まとまらず自由行動，住友単独引上げ
1906		1月　組合，罰則励行されず競争激化 2月　組合，当座10厘，定期5.5%，小口12厘 7月　組合(一宮のぞく)当座8厘，定期5%，小口10厘	3月　浪速，三十四，北浜，山口，鴻池，近江，加島，第一，帝商の9行，当座5厘，定期5.5%，小口12厘 8月　浪速，三十四，百三十，山口，住友，鴻池，北浜，近江，加島，第一の10行定期5%へ引下げ
1907			
1908		4月　組合，当座8→10厘，定期5→6%，小口10→12厘	3月　浪速，三十四，山口，鴻池，北浜，近江，第一，三菱，三井の10行，当座6厘，定期6%，小口13厘 3月　中小19行利下げ
1909	2月　第一，第三，十五，第百，正金，三井，三菱，安田，明商9行引下げ，当座7厘，定期5%，小口10厘	1月　組合，当座8厘，定期5.5%，小口10厘 5月　組合，当座7厘，定期5%，小口据置 9月　組合，当座6厘，定期6ヶ月4.5%，小口9厘	3月　組合，当座5厘，定期5%，小口11厘 9月　組合，当座5厘据置定期6ヶ月4.5%，小口10厘

(1)『銀行通信録』，『大阪銀行通信録』，『中央銀行通信録』，『日銀統計年報』，よ

という点にもとめるべきであろう。

第四に、金融恐慌後の金利協定を組織形態の点から見ると二つのタイプが浮んでくる。第一のタイプは、一八九〇年代以来一般的であった銀行集会所組合（＝同盟）による協定である。その典型は名古屋のケースである。名古屋は一八九〇年以来ほぼ一貫して、組合による金利協定を、より厳格な形態で追求しつづけた点で際立っている。一九〇三年には、特別に協定以上の金利を付すことを認める特別金利（＝勉強率）を廃止するよう申合せたり、[3] 一九〇五年には協定を維持するために、小銀行に金利差を認めたり、[4] 罰則規定を励行すべく調査委員会を設けたり、[5] 様々な努力を払っている。

金融恐慌後の一九〇二年七月、東京では一〇年ぶりに金利協定が実行されたが、このときの協定は、これまでとは異った、新たな形態に拠った。集会所組合による協定ではなく、第一、十五、第百、三井、三菱、横浜正金の五行による大銀行間協定という形式で発足したのである。この五行に、安田・第三・明治商業からなる安田系三行がつかずはなれずの立場をとった。定期・当座・小口当座預金について最高金利を規定したが、罰則規定がなく、大銀行間の「紳士協定」[6] であった。

金融恐慌直後の時点では、この二つの協定形態は、東西間できれいに分かれる。東京・横浜および関東・北陸地方では、大銀行間協定の形態が一般的で、大阪・京都・神戸・名古屋およびその一円では、組合協定形態か、あるいはそれに近い形態が一般的であった。

注目すべきことに、日露戦後の第二の波のもとで、両形態を統合するような第三の形態が、大阪で現われた。大阪では一九〇一年、久しぶりに組合レヴェルの協定が成立したが、翌年の二月以降、定期預金金利は協定から除外され、さらに大銀行の間で意見の一致が見られず、事実上、組合に参加する中小銀行間の協定へと後退してし

まった。つまるところ、大阪の金利協定は組合協定の形式をとりながら、一八九九年以来実質的には中小銀行間の協定にすぎなかったのである。大阪において、東京流の大銀行間の協定が初めて成立したのは一九〇六年三月のことであった。そのメンバーは、浪速、三十四、山口、近江、鴻池、北浜、加島、第一、帝国商業の九行であった。八月には住友が加わったが、この段階では東京系の三井、三菱、第三などの大銀行が参加していない。[7] 一九〇八年三月になって三井・三菱なども参加し、漸く東京・大阪両系の大銀行の間に、広範な協調体制を築く下地が出来つつあった。[8] それは、かつての組合協定形式の再現ではなく、最終的に大銀行の指導性が保証される形態をとった。一九〇九年の三月、金利改定にさいし、まず大銀行を中心とする協議会で審議され、つづいて組合総会で承認をうるという二段階方式が導入されたのである。

ここに、一九〇八年以降の金利協定がもつ特質が凝集して示されている。すなわち、大銀行は、プライス・リーダーとして陰然たる力を誇るだけでなく、徐々に、その支配力を強化するよう動き始めたのである。大銀行間の私的な申合せによる秩序づくりから、大銀行による公的組織を介した秩序づくりへ、金利協定も変容をとげてゆく。

第五に、金融恐慌後の預金金利協定のもと、各行がどの水準に金利をつけたか、その設定様式をうかがうために、東京、大阪組合加盟銀行の改定公表金利の一覧表を作成した。

さきに掲げた一九〇〇年の事例（第5表）が無協定下のものであるのに対し、ここで掲げた一九〇二年と八年の両年とも協定下にある。三つの時点を比較するならば、東・西両都ともに金利設定にさいしグループ化の動きを認めることができる。

さきに見たように、東京では、一九〇〇年無協定のもとで、「預金規模と預金金利の逆相関」の関係がおおまかに存在した。その後の過程でもこの傾向は認められるが、次第に大・中小銀行の二つのグループに集中化する動き

が生じている。最低金利のグループには、六行協定団（第一、十五、第百、三井、三菱、横浜正金）のほかに、安田系三行（安田・第三・明治商業）や興銀、さらに豊国、川崎、東海などの二流大銀行が加わり、一つのまとまりを形成し、一方、中小銀行はこの大銀行金利よりも高い金利をつけたが、その散ばりは一九〇八年以降縮小していった。

この大・中小、二極化の動きは、大阪では極端まで進んだ。大阪では金融恐慌以前から中小銀行の間に協定が存在したのに対し、大銀行間では非協調的姿勢が支配的であった。久しぶりに組合レヴェルの協定が成立したと言われる一九〇一年六月の時点でも、中小二二行は一本化したのに、大銀行はまとまりを欠いた。最低金利グループ

（1902年10月，1908年4月）

（日歩　厘）		
14	15	16
倉庫，昌平，万世 日本橋，中加貯蓄		
田中		
七七		
神木，芝，神田商 金山，豊山護法	木場，信濃	大都，旭貯蓄
葛飾		
百三八	帝国貯蓄	
興業貯蓄	商工，河合 日本橋	

（日歩　厘）		
11	12	13
	旭貯金	
京都，万世，日通，神木 日進，商工，富倉貯蓄	神田商業，芝 豊山護法	
田中（合名）	広部，矢沢 尾張屋	
	七七，日本橋	河合

第7表　東京組合銀行預金公表金利改定状況

1902年10月		当座預金金利		
		10	12	13
定期預金金利（6ヶ月以上、年率%）	6.0	第一，十五，第百 三井，三菱，正金 安田，第三，明商 川崎，興銀	住友，帝商	東京貯蔵
	6.2		中井，森村	
	6.4		鴻池	
	6.5		麹町，加賀，丁酉 八四，第二，加島 加島貯蓄，東海	商栄，二七，鉄業， 浅草，三五，七八 第十，富倉貯蓄， 総房中央
	6.7			
	6.8			尾張屋
	7.0			四十
	7.2			
	7.5			
	不明		東京・京橋	四一

1908年4月		当座預金金利		
		8	9	10
定期預金金利（年率%）	6.0	三菱	第一，十五，第百，三井 安田，第三，明商，興銀 豊国，川崎，東海	村井，鴻池，八四
	6.3			中井
	6.5	北拓	商栄	肥後，森村，丁酉，麹町 七四，北浜，東京，鉄業 東盛
	6.8			
	7.0			

(1)　1902年10月は『銀行通信録』204，5号。10月6日から11月1日改定分。
(2)　1908年4月は同271号。4月13日から25日改定分。

第8表　大阪組合銀行公表預金金利改定状況（1901年6月，1908年3月）

1901年6月		当座預金金利（日歩厘）		
		13	14	15
定期預金金利（年率%）	7.0	**住友**，**第一**，三四	井上，帝商	三井，三菱
	7.3	**木原**	**第三**，鴻池	
	7.5		**山口**，有魚，浪速，北浜，天王寺 **近江**，岡橋，藤本，大和，百三十	
	協定なし		**土佐**，八九，二九，二三，宇和島 **三商**，工商，清水，実業，大和田 川上，谷村，五八，高知，百四七 天満，西六，十二，十八，**阿波商** 四二，七八，高岡，三商	

1908年3月		当座預金金利（日歩厘）	
		6	協定金利不明
定期預金金利（年率%）	6.0	浪速，三四，山口，住友，鴻池 北浜，近江，加島，百三十，三井 三菱，第一，第三，帝商，台湾	
	協定なし		二三，五八，西六，虎屋，大和田 工商，十八，実業，津山，百四七 土佐，川上，古市，十二，阿波商 富岡，高知

(1)　1901年6月分は，『大阪銀行通信録』45号，また『銀行通信録』188号で補充。6月16日から7月15日改定分。協定は当座14厘以下，定期7.5%以下。ゴシックは協議委員。委員のひとつ起業銀行は不明。

(2)　1908年3月分は『大阪銀行通信録』126号，3月15日から21日改定分。

（住友・第一など）に、地元大銀行（山口・百三十など）が一団となって続いたが、三井・三菱両行は当座預金について協定金利（一銭四厘以下）を上廻る金利をさえ付している。ところが一九〇二年三月の段階になると、見事に、大銀行グループと中小銀行に二極化している。次第に大銀行を中心にの市場秩序力が強化されていったのである。

第六に、協定の対象は、金融恐慌直後の第一の波では当座、小口当座預金に重きをおいていたのに、一九〇八年以降の第二の波では定期預金に重心が移ったと思われる。それは、一九〇七年鉄道国有化にともなう証券から定期預金

へのシフト、定期預金の拡大に応ずるものであった。

と、同時に注目すべきは、一九一一年ごろから、貸出金利協定が行われるようになった点である。その口火は、一九〇四年七月、横浜と名古屋において切られたが、一九一一年には東京・横浜・大阪・京都・福井・金沢・群馬・知多の各地で一斉に行われた。その内容は、横浜が生糸担保貸越金利と特定している以外、ほとんどが当座貸越金利に関するものであった。(9) この地域的な分布からして、いずれも生糸・織物金融に関するものと見て間違いない。協定参加者は東京・大阪・横浜のケースしか判らないが、三井・三菱・第一・安田・住友・横浜正金など、東京系を中心とする大銀行である。このことは、巨大銀行を軸として、本州中央部にひろがる、各地の生糸・織物金融市場が次第に相互の連関を強めつつあったことを示している。それは、一九一五年東西両都で行われた貸出金利協定に発展してゆく。

以上、金利協定を中心に明治期預金市場における価格設定行動のありように光をあててきた。その結果、日本において金利協定は、産業資本が確立する以前から早期に組織されたこと、その機能は日本独特の預金市場の展開に沿って意義づけられることが明らかとなった。金利協定は、当座預金の弾力化→その急騰→預金金利の体系化という預金市場の転回に棹さす役割をになったのである。急騰期をのぞけば、その機能は、弾力化あるいは体系化の転轍器、先導役をはたしたといえよう。もちろん競争制限の色彩ももっていたことは否定できない。世紀転換期の金利高騰局面ではその性格が前面に躍り出たが、むしろ共同の利益のために一致して事にあたるという色彩を濃くもっていたと言うべきであろう。それゆえ、その組織は厳格な統制を必要とせず、大銀行が主導し、中小銀行がこれにつづく態勢があれば、「紳士協定」で充分その機能をはたしえた。その段階ではまだ大銀行は積極的に市場を組織しようという姿勢はみせていなかったのである。一九〇九年大阪に組織された協議会方式は、こうした大銀行の

姿勢に、次第に変化が現われつつあったことを示している。

(1) 「大阪銀行集会所組合銀行の預金利子同盟引下」『銀行通信録』一八七号、一九〇一年六月、に掲載された木原ほか一五行による「建議書」をみよ。

(2) 大阪銀行集会所「預金利子引下に関する協議会」『大阪銀行通信録』五一号、一九〇二年一月。

(3) 「名古屋組合銀行の預金利子引下」『銀行通信録』二〇九号、一九〇三年三月。「同時に従来特別法と称し組合規定に拠らざる利子を付せし方法を断然廃止する」こととなったという。

(4) 「各地の預金利子引上」(名古屋)『大阪銀行通信録』九五号、一九〇五年八月。甲乙の二部制を導入。甲種(定期六%当座一銭二厘、小口当座一銭四厘)には、愛知、明治、名古屋、伊藤、関戸、熱田、愛知農商、金城、小栗、三井、第一、北浜の一二行。乙種(定期六・五%、当座一銭四厘、小口当座一銭六厘)には、水野、愛知農商、津島の三行。

(5) 「名古屋預金利子問題」『大阪銀行通信録』一〇〇号、一九〇六年一月。違反者に制裁すべく検査役三名選んだが、辞任後は規約も空文化したという。

(6) 松村秀夫「戦前における銀行間預金金利の格差について」『金融』一一五号、一九五六年一〇月。

(7) 「各地銀行の預金利子引下」(大阪市)『大阪銀行通信録』一〇七号、一九〇六年八月。定期預金金利を年五%とする。

(8) 「大阪市諸銀行の預金利子引下」同上誌一二六号、一九〇八年三月。協議会メンバーは、浪速、三十四、山口、住友、鴻池、北浜、近江、第一、三菱、三井の一〇行であった。

(9) 『中央銀行通信録』一〇二、一一三、四号、一九一一年一〇月、一二年九、一〇月をみよ。一九一二年九月、横浜では正金、三井、第一、第三、住友の五行が生糸商品担保貸越最低金利を一銭九厘へ引上げ、同年一〇月には組合銀行が貸越金利を二厘引上げている。また同月、東京では第一、三井、三菱、十五、第百の五行が当座貸越金利を二銭一厘へ、特別物金利を二銭へ引上げた。大阪でも同月、三井・第一・三菱・安田の四行が東京同様貸越金利を二厘引上げた。大都市外では一九〇一年一〇月、福井市中銀行が貸越日歩を一銭四厘、荷為替一銭四厘としている。それ以外に金沢市中、群馬県下、知多同盟七行でも一斉に貸付金利を引上げている。

おわりに

以上、長期的に金利の動きを追うことによって、日本における預金市場の形成過程にメスを加えてきた。その結果、日本における預金市場の展開は、当座預金の弾力化→その急騰→預金金利の体系化という三つの局面によって特徴づけられることが明らかとなった。すなわち、(1)初期の教科書的な金利設定から離れ、預金金利が弾力化する勃興期、(2)日清戦期以降の預金需要の拡大にともなって預金金利が急騰する形成期、(3)預金金利の高騰は金融恐慌を惹き起したが、これを機とする預金需給の変化によって預金金利の体系化が出現する確立期。

この過程は同時に、早期に導入された欧米最先端の金融概念技術の咀嚼の過程であった。一九〇一年金融恐慌後の当座預金金利の低位化とその結果生みだされた預金金利体系の形成は、欧米に範をもとめた日本の預金市場が本格的に定着し確立したことを意味する。それはまさに、日清戦後の産業資本確立の過程と照応する。日清戦後の当座預金金利の急騰とその顚末たる一九〇一年金融恐慌に至る波乱は、預金市場の確立、預金銀行への転化にむけての、生みの苦しみに他ならなかったのである。